

資料

1 災害廃棄物の処理過程における発生量及び処理量の計算方法	70
2 想定される災害毎の災害廃棄物処理フロー	77
(1) 南海トラフ巨大地震	
(2) 日向灘南部地震	
(3) 日向灘北部地震	
(4) えびのー小林地震	
3 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書	106
4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書	110
5 災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する協定書	115
6 廃棄物処理に係る危機事象対応（マニュアル）	120
(1) 市町村等における一般廃棄物処理に係る危機事象対応	
(2) 産業廃棄物処理に係る危機事象対応	
7 収集運搬処分の実例（委託契約）	137
8 仮置場管理運営等の実例（委託契約）	140
(1) 仮置場管理運営	
(2) 交通誘導警備	

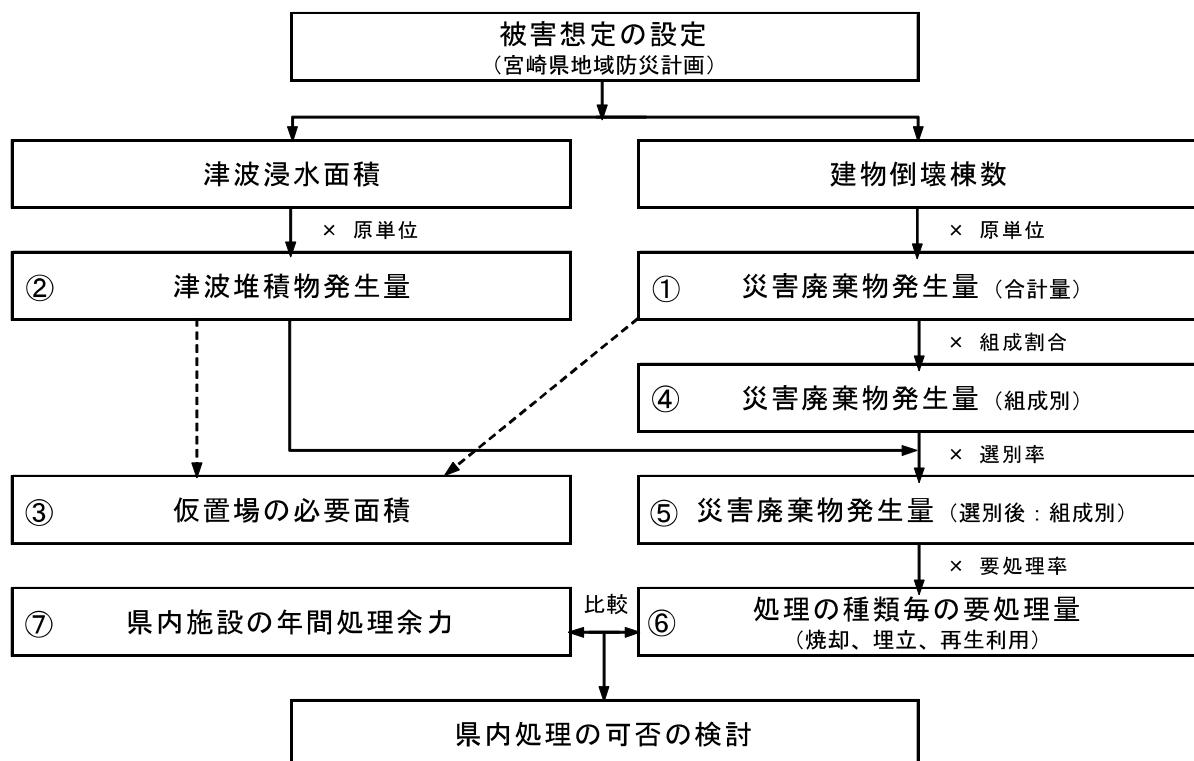
1 災害廃棄物の処理過程における発生量及び処理量の計算方法

環境省は、都道府県や市町村が災害廃棄物の発生量や、処理過程における種類別の要処理量を推計できるよう、東日本大震災の時のデータ等を研究して「災害廃棄物発生原単位」等の係数を作成・公表している。

本計画では、これらの係数を用いて、想定されている災害ごとの災害廃棄物の発生量等を計算し、「災害廃棄物処理フロー」を作成している（その手順は、図-1のとおり。本計画第2章第7節「想定される災害廃棄物処理」を参照。）。

なお、災害が発生した場合は、災害廃棄物処理実行計画を作成する過程で把握することが可能となる建物倒壊棟数の実数や津波浸水面積などの情報を基に、あらためて災害廃棄物発生量等を推計することとなる（本計画第1章第8節「災害廃棄物処理実行計画」を参照）。

図-1 災害廃棄物処理フローの作成手順



以下、上記図に示した流れに沿って、各手順ごとに見ていくこととする。

① 災害廃棄物発生量（原単位）

災害廃棄物の発生量は、被害区分毎の建物棟数に原単位を乗じて計算する。

災害廃棄物発生量の原単位は表－2のとおり環境省の災害廃棄物対策指針に定められており、建物の被害状況から災害廃棄物の総量を推計することが可能となっている。

例えば、全壊20棟、半壊20棟の被害の場合では、

$$(117 \text{ t} \times 20 \text{ 棟}) + (23 \text{ t} \times 20 \text{ 棟}) = 2800 \text{ t} \quad \text{と計算する。}$$

表－1 災害廃棄物発生量の原単位

被害区分	定義	発生原単位
全 壊	住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により再使用することが困難なもの	117トン/棟
半 壊	住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの	23トン/棟
床上浸水	津波浸水深が0.5m以上1.5m未満の被害	4.60トン/世帯
床下浸水	津波浸水深が0.5m未満の被害	0.62トン/世帯

出典：環境省 「災害廃棄物対策指針」

② 津波堆積物発生量

津波堆積物発生量は、津波浸水面積に原単位を乗じて計算する。

原単位は、環境省の災害廃棄物対策指針に1m³当たり0.024トンと定められている。

津波浸水面積が1haの場合は、

$$10,000\text{m}^2 \times 0.024 \text{ t} = 240 \text{ t} \quad \text{と計算する。}$$

③ 仮置場の必要面積

仮置場の必要面積は、以下の式により計算する。

仮置場必要面積

$$= \text{保管対象物発生量 (m}^3\text{)} \div \text{積み上げ高さ (5m)}$$

$$\div \text{保管面積割合 (60\%)} \times 1 / 2$$

災害廃棄物又は津波堆積物1トン当たりの体積を1m³と換算し、搬入路等の面積を考慮し、保管面積が敷地面積の60%となるよう仮置場の必要面積を計算している。

上記①と②の例：災害廃棄物発生量2800トン、津波堆積物発生量240トンで

は、

$$2800 \text{ t} + 240 \text{ t} = 3040 \text{ t} \doteq 3040 \text{ m}^3$$

$$3040 \text{ m}^3 \div 5 \text{ m} \div 60\% \times 1/2 = 506.67 \text{ m}^2 \text{ と計算する。}$$

④ 組成別の災害廃棄物発生量

災害廃棄物は、様々な種類の災害廃棄物が混合して発生する。

この廃棄物の種類ごと（組成別）の災害廃棄物発生量は、前記②で求めた災害廃棄物発生量（全体量）に、環境省が示している組成率を乗じて推計する。

上記①の例：災害廃棄物発生量2800トンでは、

「可燃系混合物」は $2800\text{ t} \times 18\% = 504\text{ t}$ 、

「コンクリートがら」は $2800\text{ t} \times 52\% = 1456\text{ t}$ と計算する。

表－2 災害廃棄物の組成率

種類	可燃系 混合物	不燃系 混合物	コンクリー トがら	金属 くず	柱材・ 角材
組成率	18%	18%	52%	6.6%	5.4%

出典：環境省 「災害廃棄物対策指針」

⑤ 選別後の災害廃棄物発生量

選別後の災害廃棄物発生量は、「選別率」を乗じて推計する。

「選別率」とは、発生した災害廃棄物を仮置場で選別した後の組成割合を環境省が示したもので、表-3のとおりである。

上記④の例：「可燃系混合物」 504トンを選別した場合では、

「可燃物」は $504\text{ t} \times 69.1\% = 348\text{ t}$ 、

「不燃物」は $504\text{ t} \times 14.1\% = 71\text{ t}$ と、

同様に「コンクリートがら」 1456t を選別した場合では、

「不燃物」は $1456\text{ t} \times 4.0\% = 58\text{ t}$ 、

「コンクリートがら」は $1456\text{ t} \times 95.5\% = 1390\text{ t}$ と計算する。

表-3 選別率

	可燃物	不燃物	コンクリートがら	金属くず	柱角材	津波堆積土 (土砂)
可燃系混合物	69.1%	14.1%	4.6%	0.7%	8.4%	3.1%
不燃系混合物	0.7%	83.1%	8.8%	2.5%	0.2%	4.7%
コンクリートがら	0.0%	4.0%	95.5%	0.0%	0.0%	0.5%
金属くず	0.0%	7.8%	0.0%	92.0%	0.0%	0.2%
柱材・角材	69.1%	14.1%	4.6%	0.7%	8.4%	3.1%
津波堆積物 (土砂)	0.0%	7.6%	4.1%	0.0%	0.0%	88.3%

出典：環境省 技術・システムWG 検討項目1. 発災後の進捗に応じた要処理量を把握するための一連の手法

⑥ 焼却、最終処分、再生利用毎の処理量

仮置場で選別された災害廃棄物は、その種類ごとに、焼却、最終処分又は再生利用の処理がなされる。

焼却、最終処分、再生利用毎の処理量は、災害廃棄物の種類ごとに環境省が示している「要処理割合」を用いて推計する。

「要処理割合」は、廃棄物の種類毎に、焼却・埋立処分又は再生利用される割合であり、表－4のとおりである。

表－4 要処理割合

要処理割合		再生利用度合 (高)	再生利用割合 (低：安全)
災害廃棄物	要焼却割合	0.16	0.2
	要最終処分割合	0.1	0.2
津波堆積物	要最終処分割合	0.01	0.05

なお、再生利用割合を低く設定した場合の廃棄物の種類毎の処理率の考え方は次のとおりである。

- ・可燃物及び柱角材

焼却量 = 発生量の20%

最終処分量 = 要焼却量の20%

再生利用量 = 発生量 - 焼却量

(例) 可燃物100トンを処理する場合

焼却量 : 20トン、最終処分量 : 4トン、再生利用量 : 80トン

- ・不燃物

最終処分量 = 発生量の20%

再生利用量 = 発生量 - 最終処分量

- ・津波堆積物

最終処分量 = 発生量の5%

再生利用量 = 発生量 - 最終処分量

- ・コンクリートがら及び金属

全量を再生利用

⑦ 焼却及び破碎施設の年間処理能力と最終処分場の残余容量

本計画第2章第7節の推計に用いた一般廃棄物焼却処理施設の年間処理能力、一般廃棄物最終処分場の残余容量及び産業廃棄物破碎処理施設の年間処理能力は、本計画第1章第4節「廃棄物処理施設の状況」に記載している。

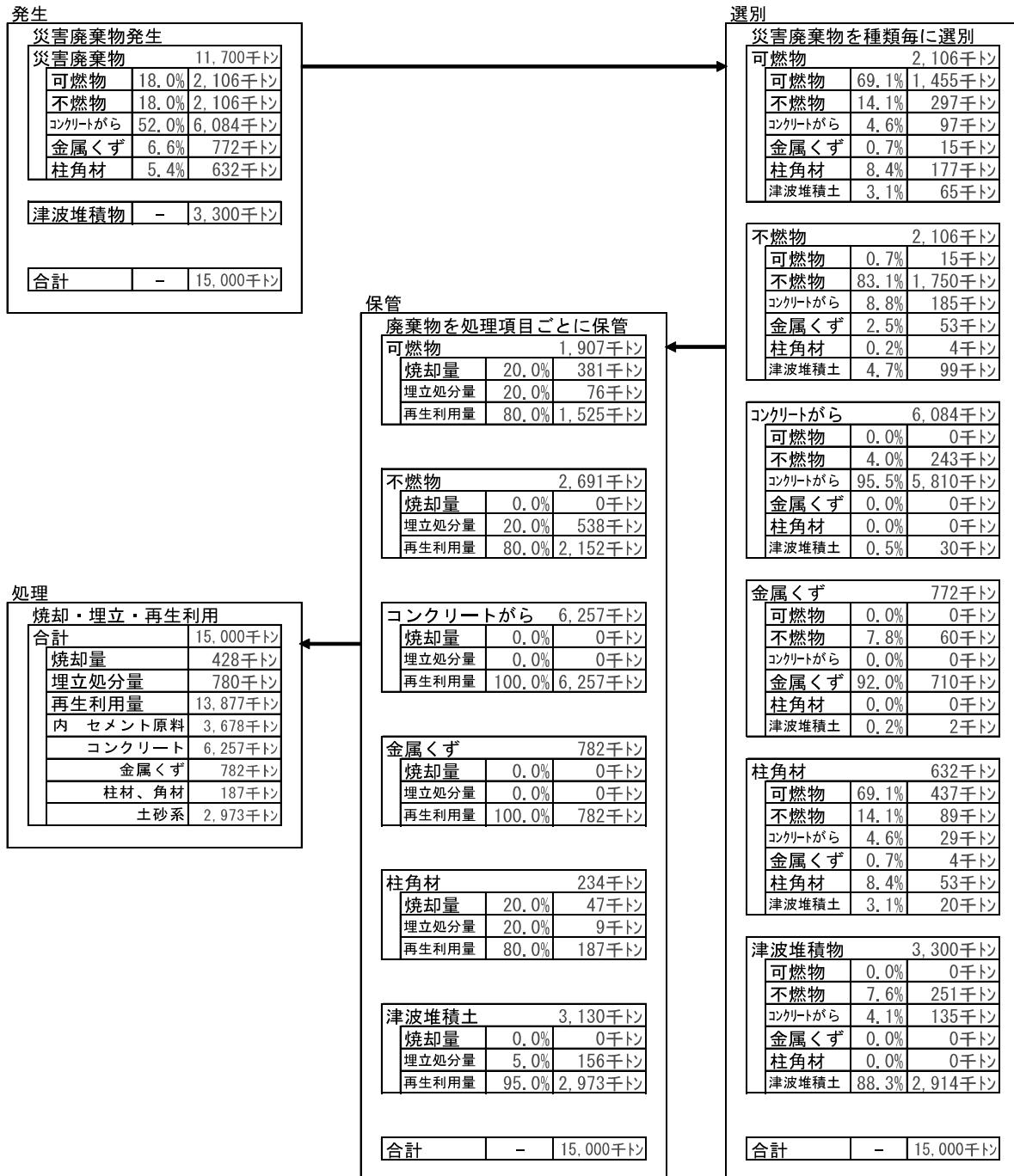
これらの残余容量及び処理能力と、⑥で計算した処理量を比較することによって、県内廃棄物処理施設における処理が可能かを判断することになる。

2 想定される災害毎の災害廃棄物処理フロー

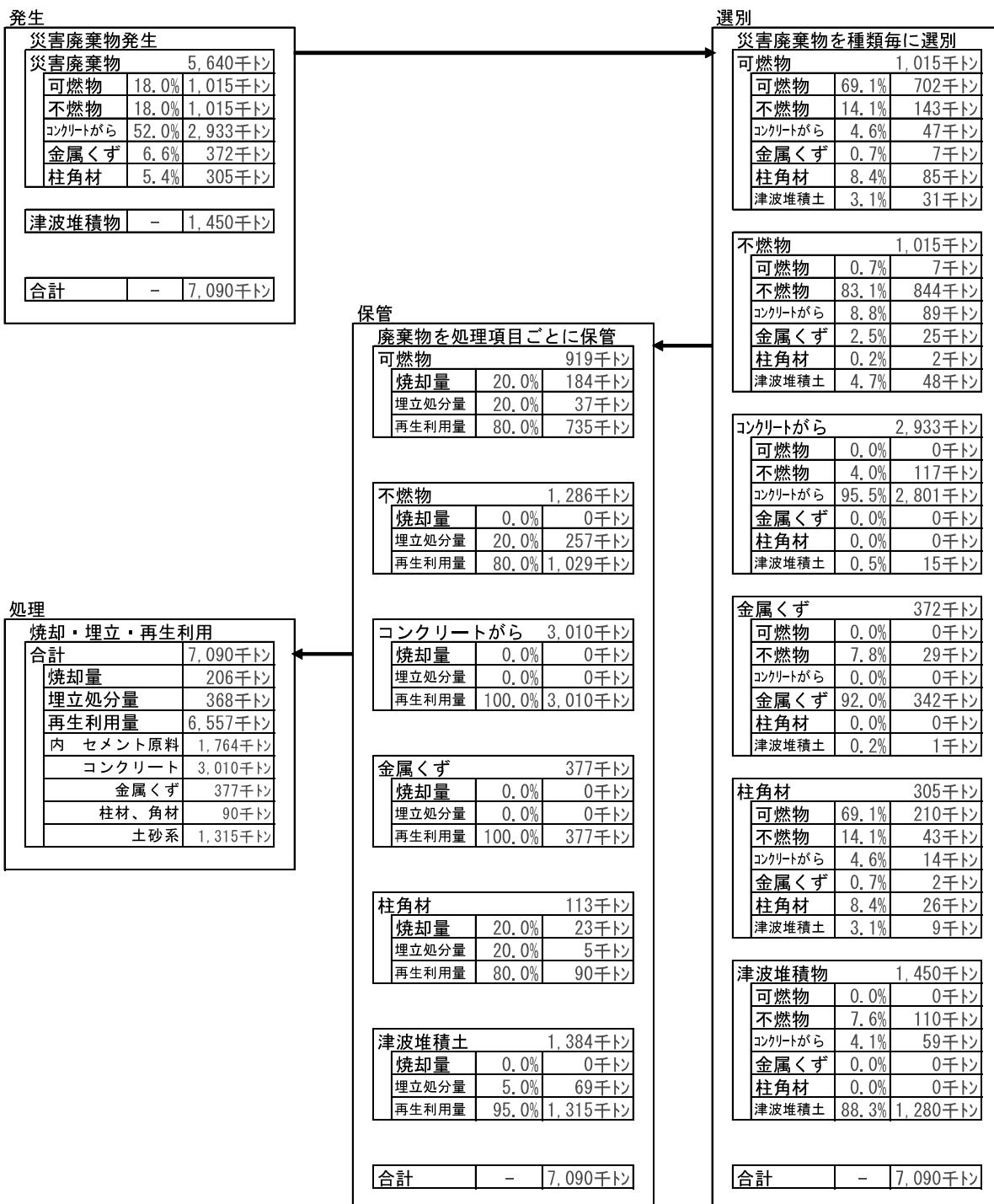
- (1) 南海トラフ巨大地震
- (2) 日向灘南部地震
- (3) 日向灘北部地震
- (4) えびのー小林地震

(1) 南海トラフ巨大地震

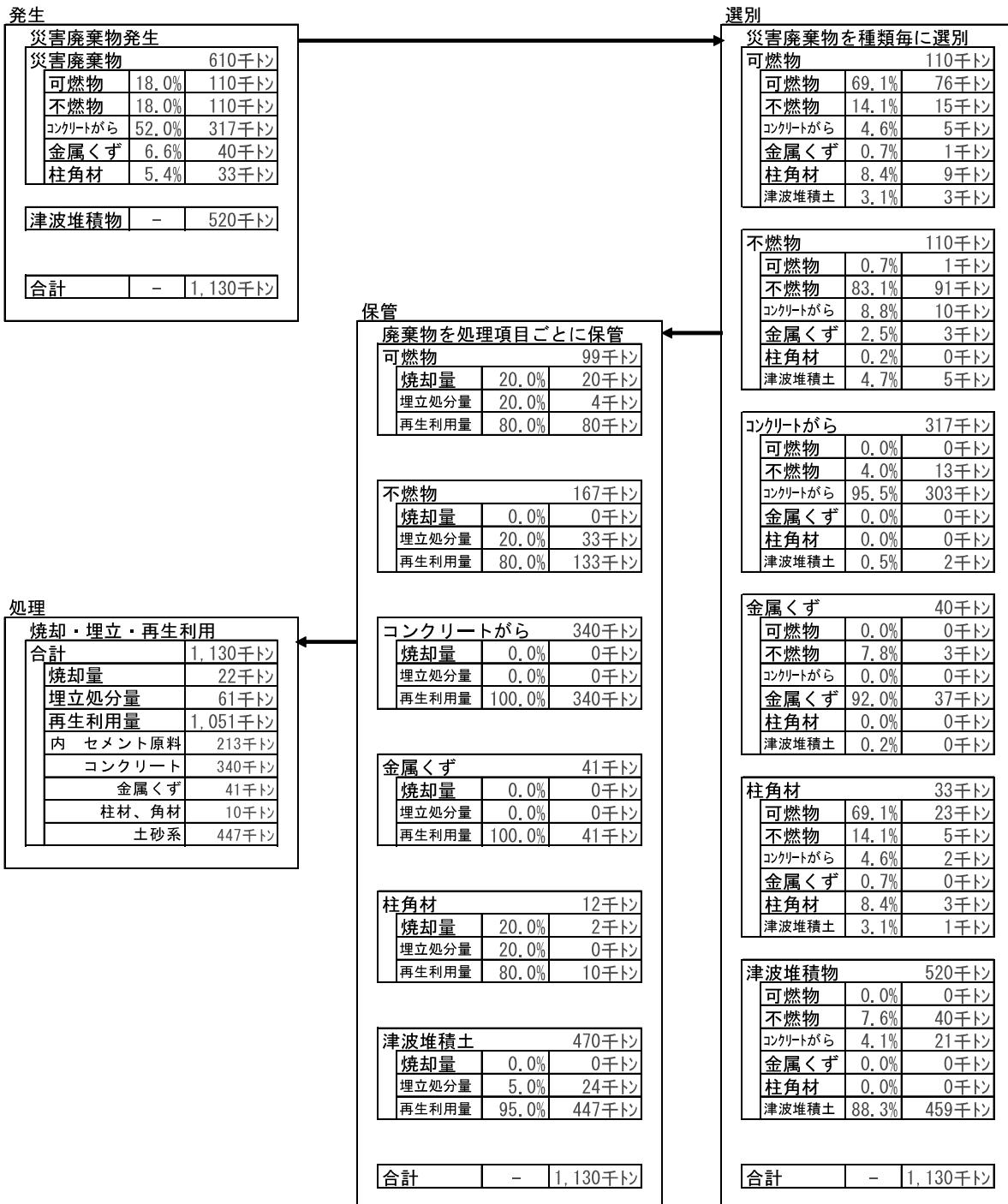
南海トラフ巨大地震（ケース①）
県全体



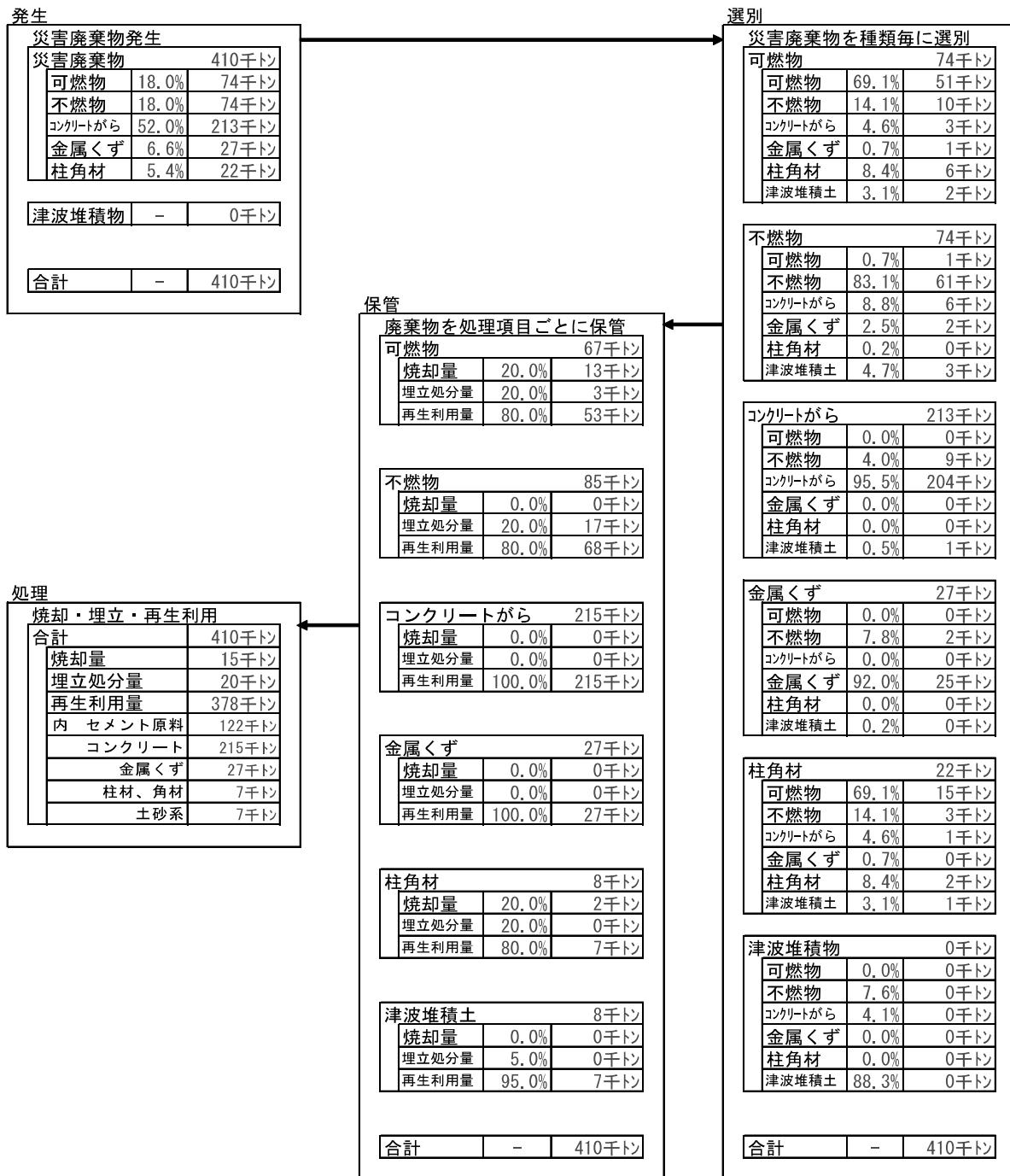
南海トラフ巨大地震（ケース①）
宮崎・東諸ブロックと西都・児湯ブロックの合計



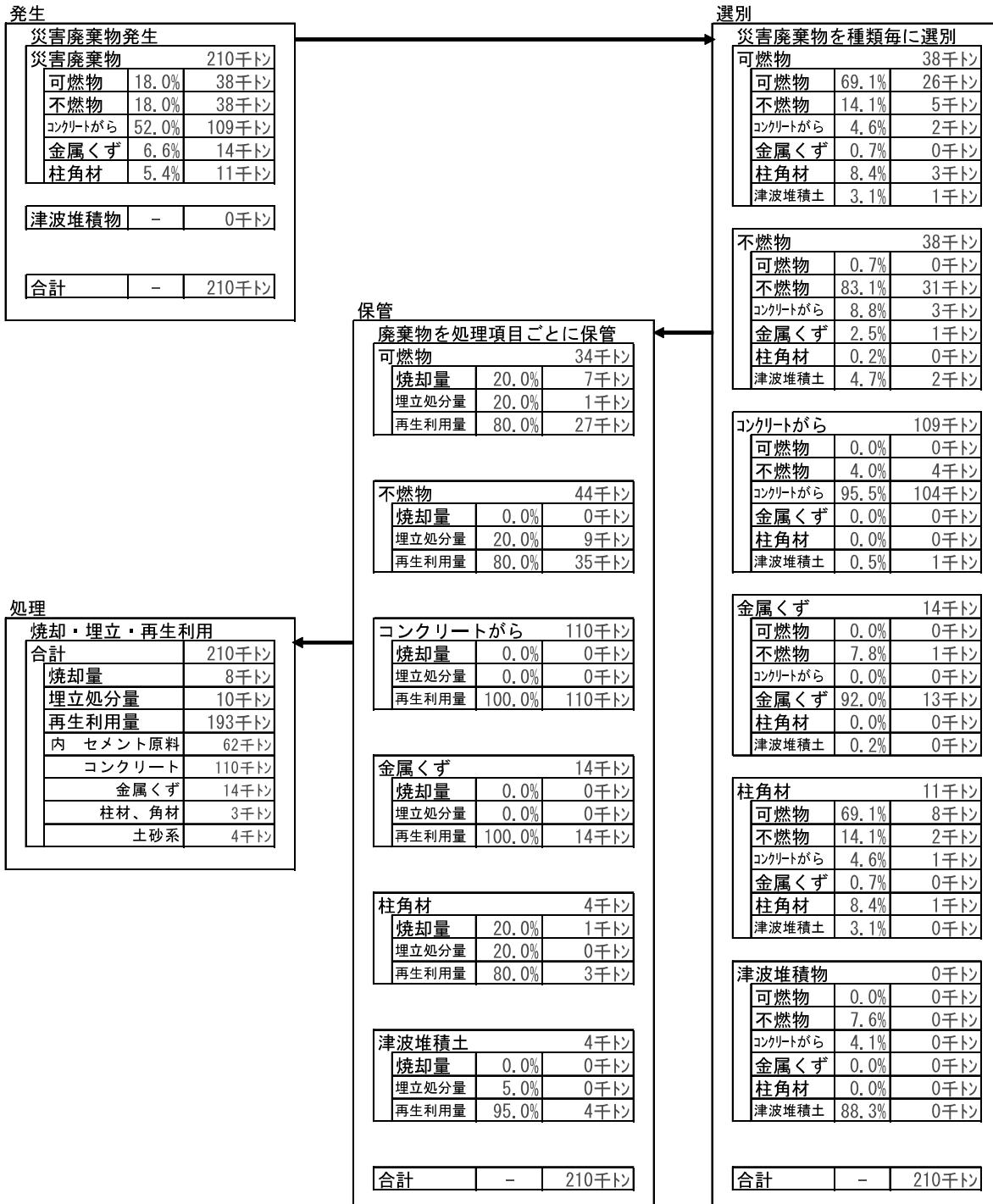
南海トラフ巨大地震（ケース①）
日南・串間ブロック



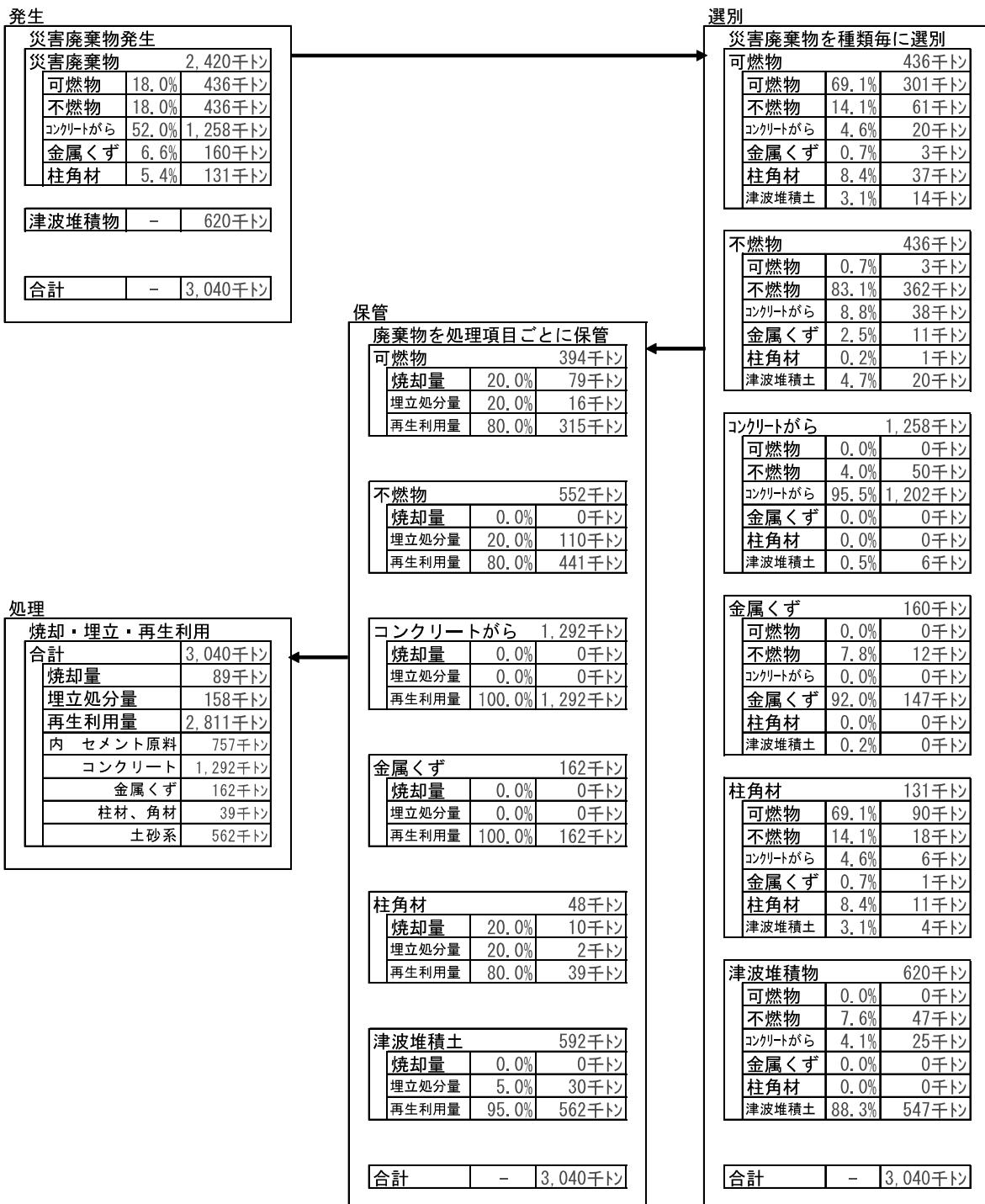
南海トラフ巨大地震（ケース①）
都城・北諸ブロック



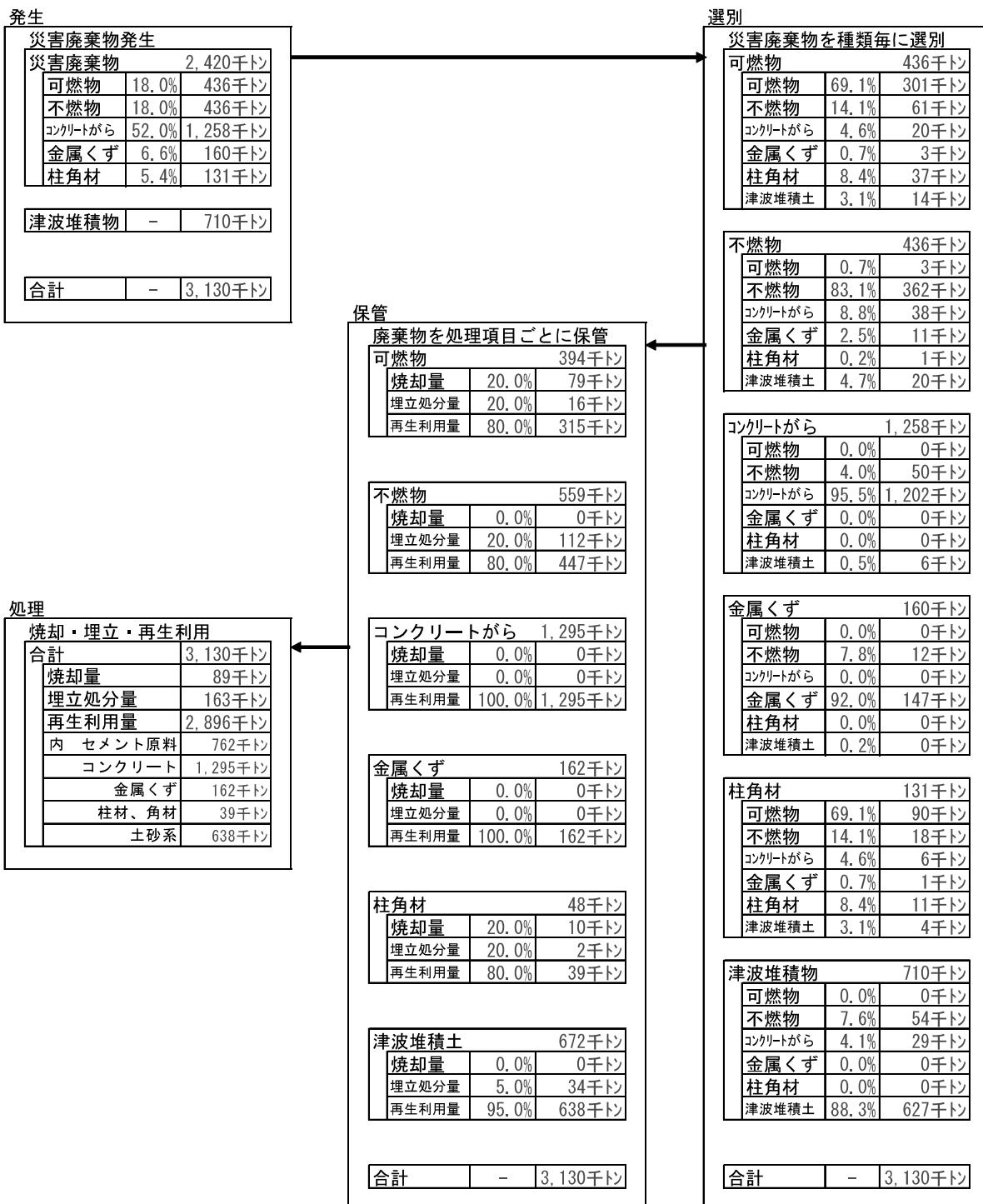
南海トラフ巨大地震（ケース①）
西諸ブロック



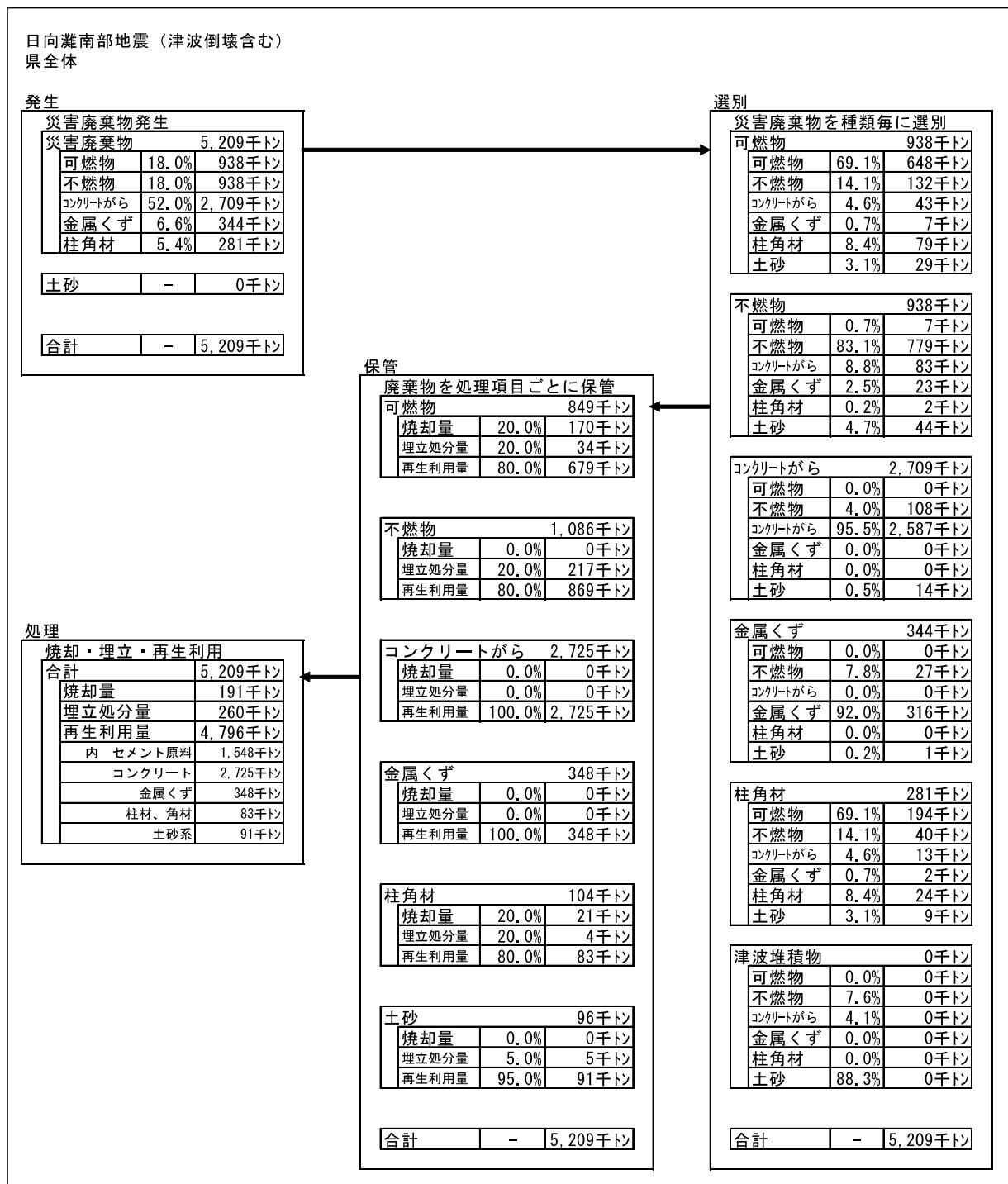
南海トラフ巨大地震（ケース①）
日向・入郷ブロック



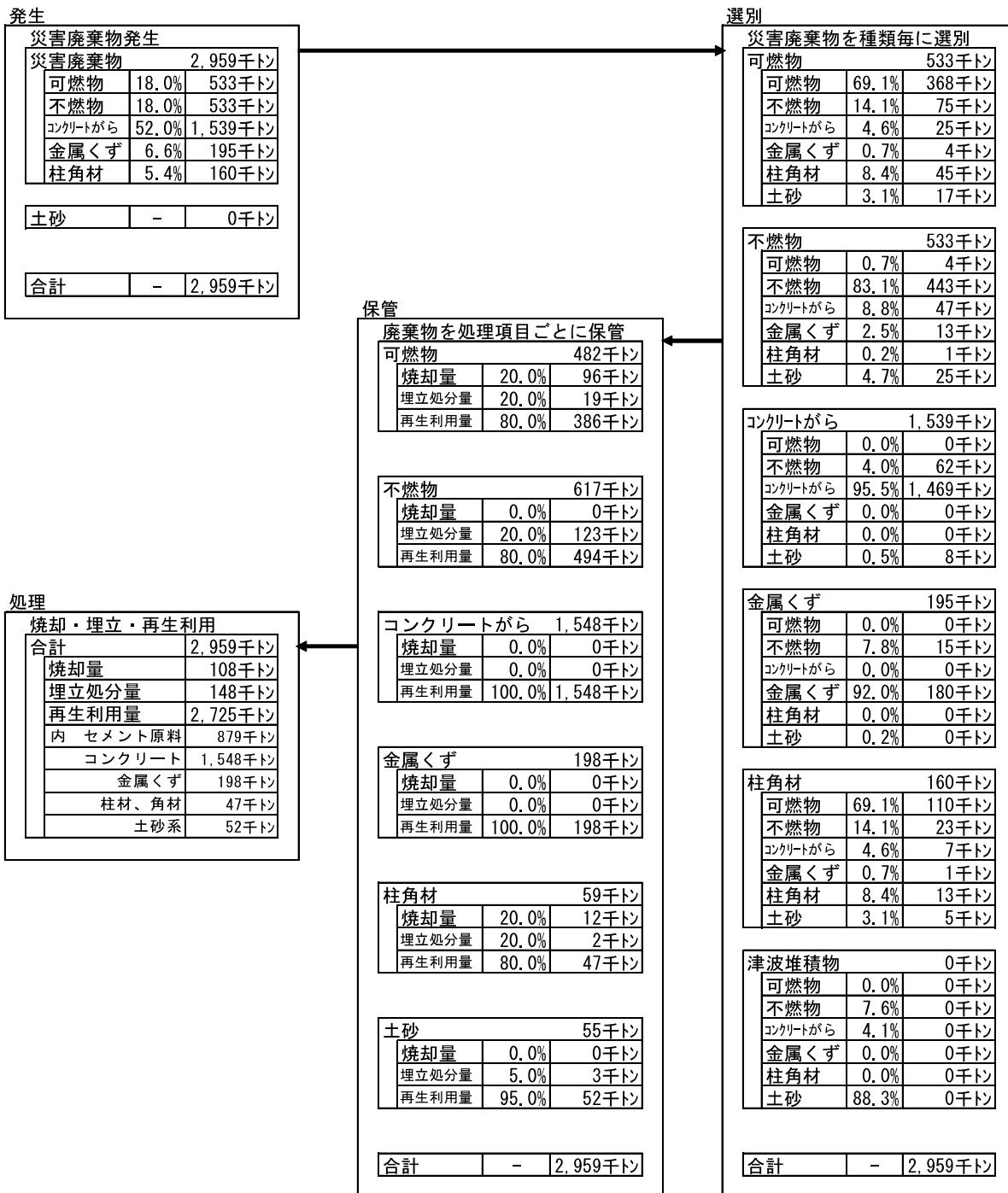
南海トラフ巨大地震（ケース①）
延岡・西臼杵ブロック



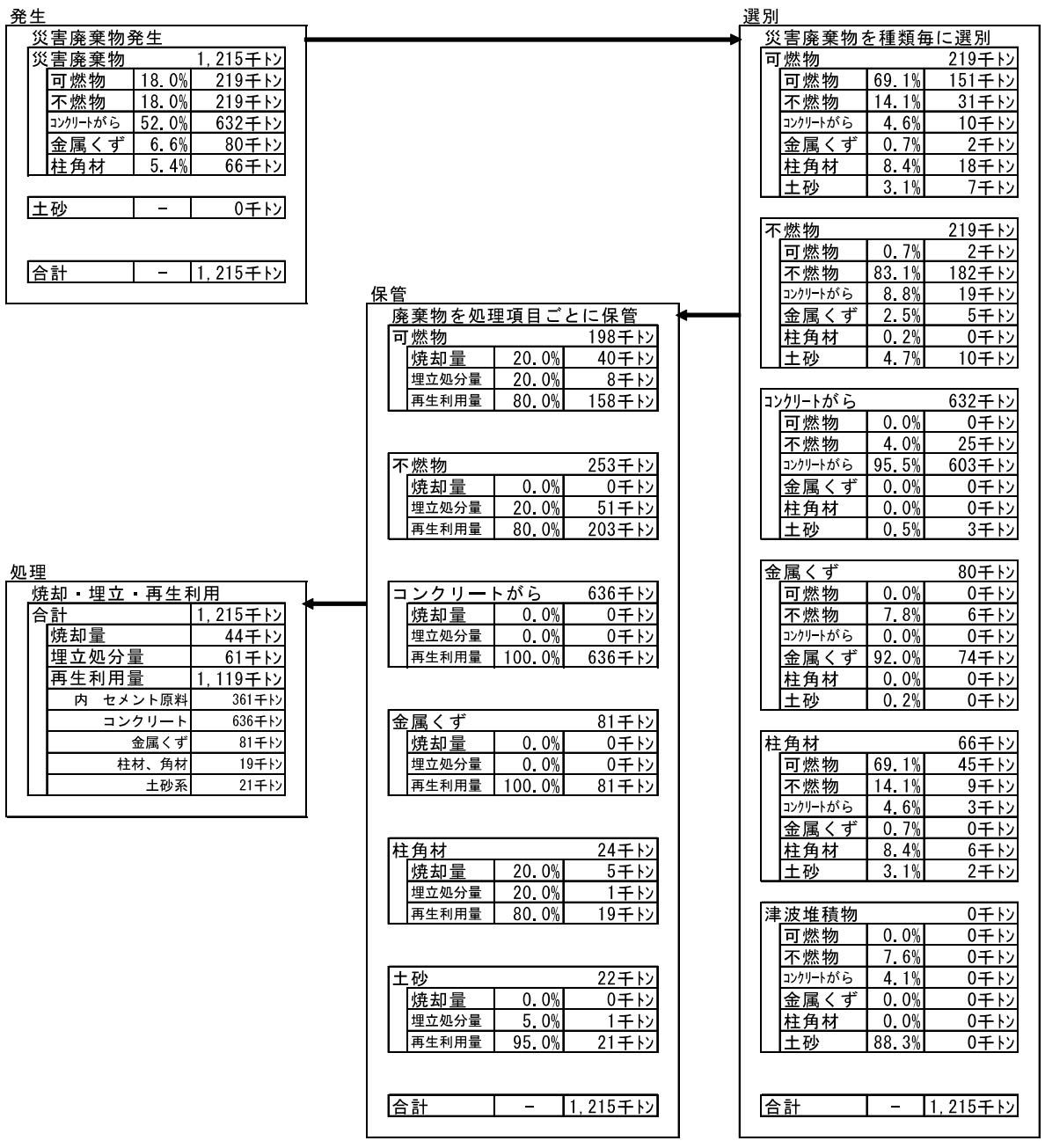
(2) 日向灘南部地震（津波による倒壊建物から発生する災害廃棄物を含む）



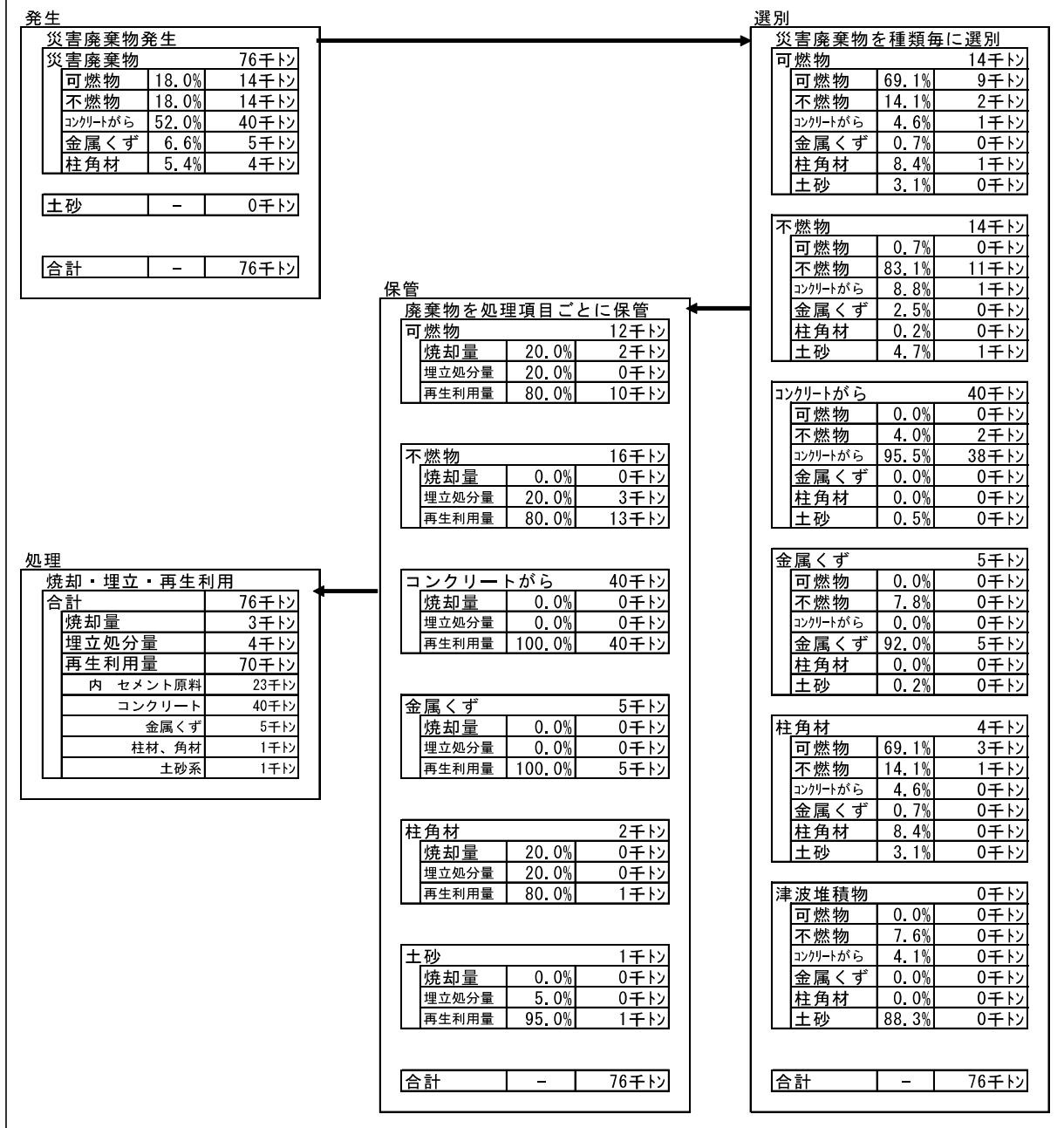
日向灘南部地震（津波倒壊含む）
宮崎・東諸ブロックと西都・児湯ブロックの合計



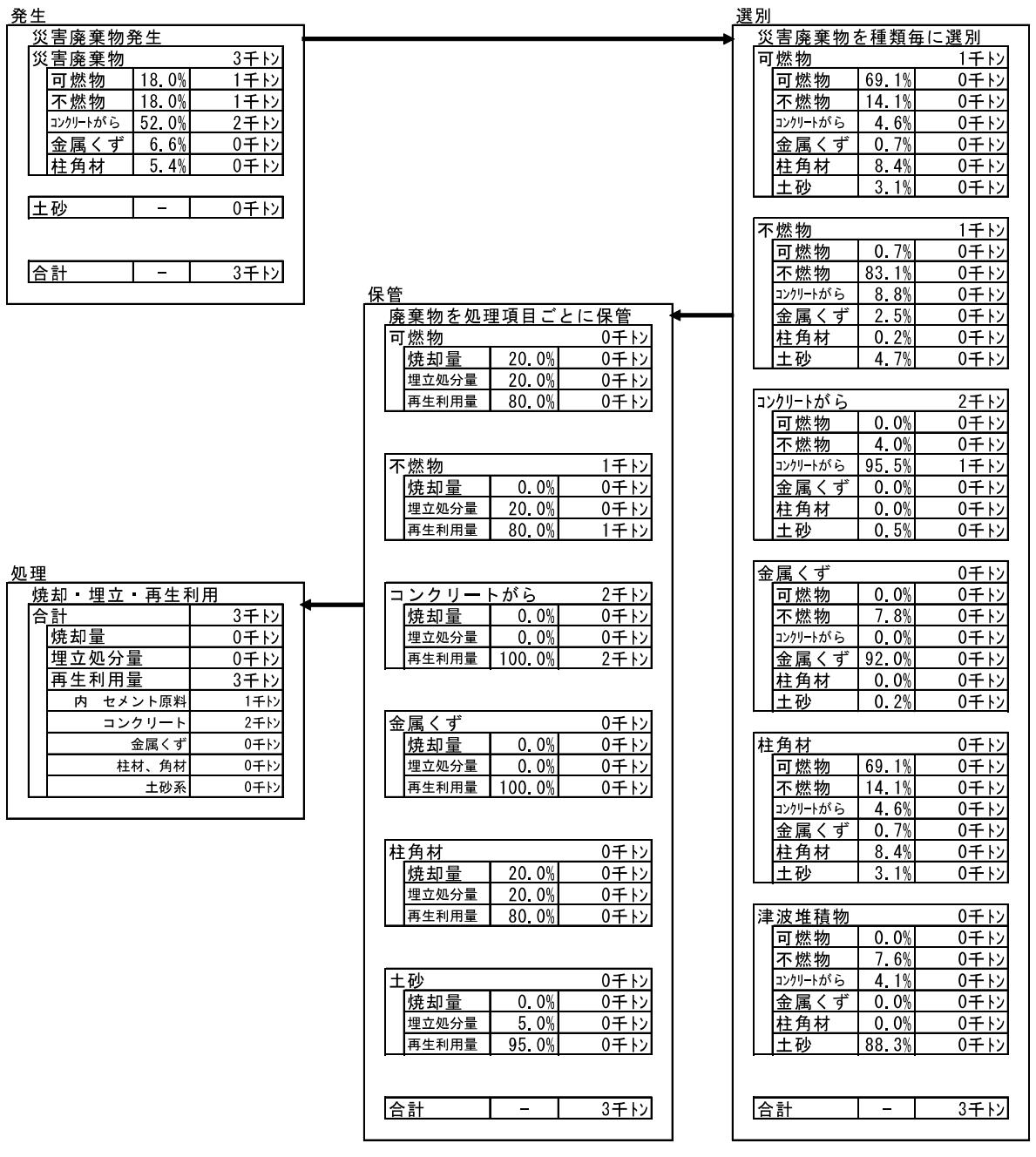
日向灘南部地震（津波倒壊含む）
日南・串間ブロック



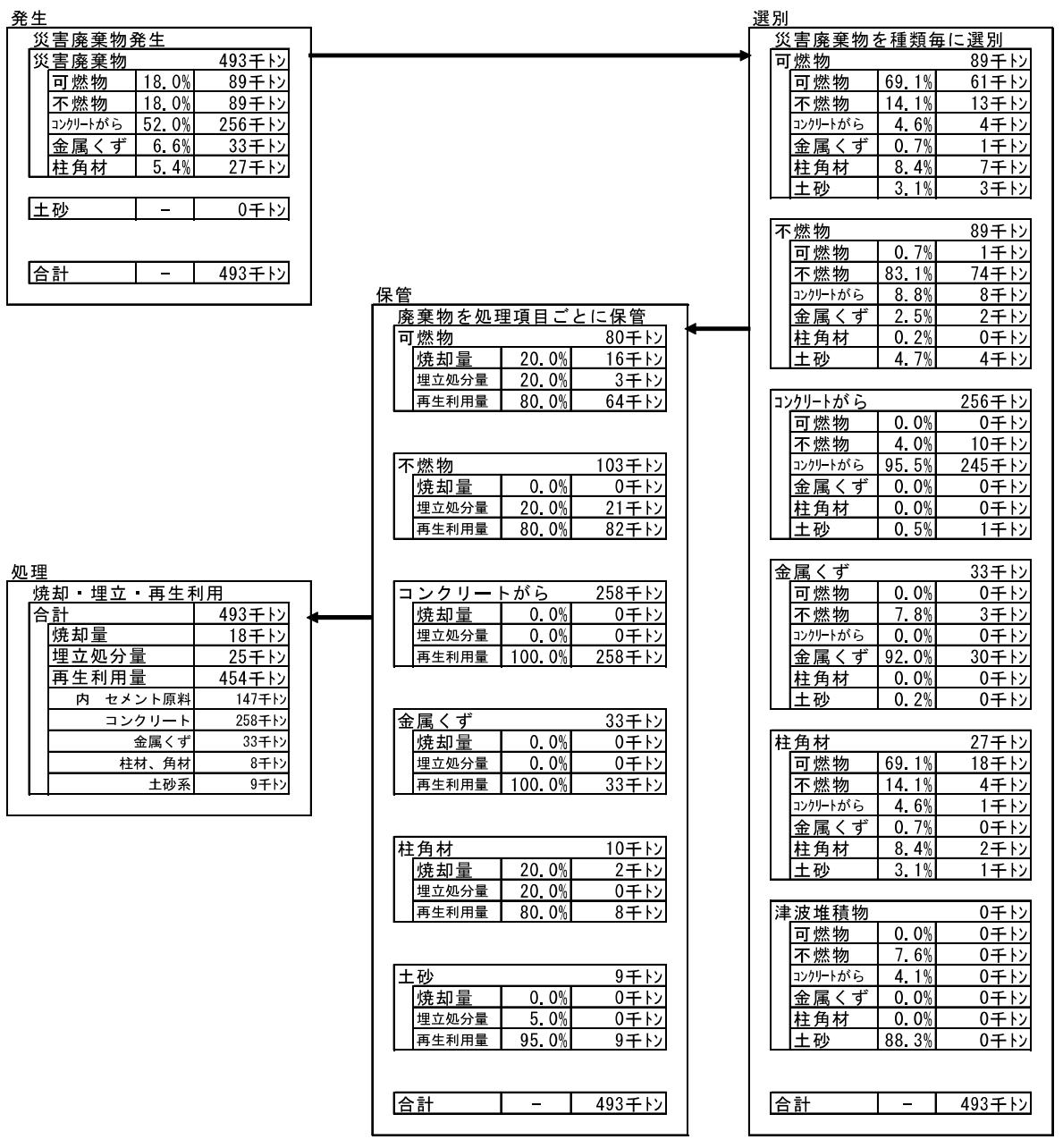
日向灘南部地震（津波倒壊含む）
都城・北諸ブロック



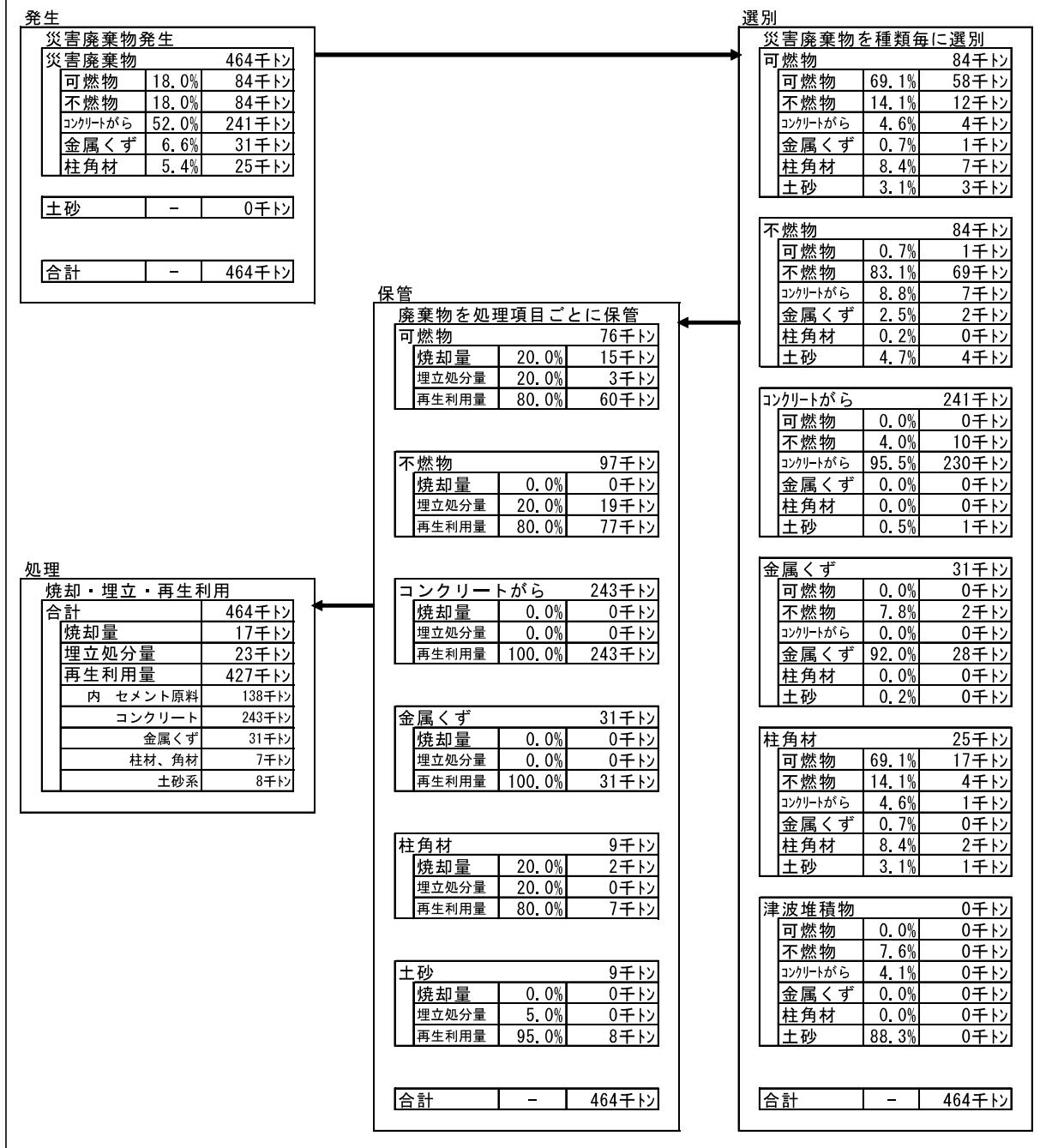
日向灘南部地震（津波倒壊含む）
西諸ブロック



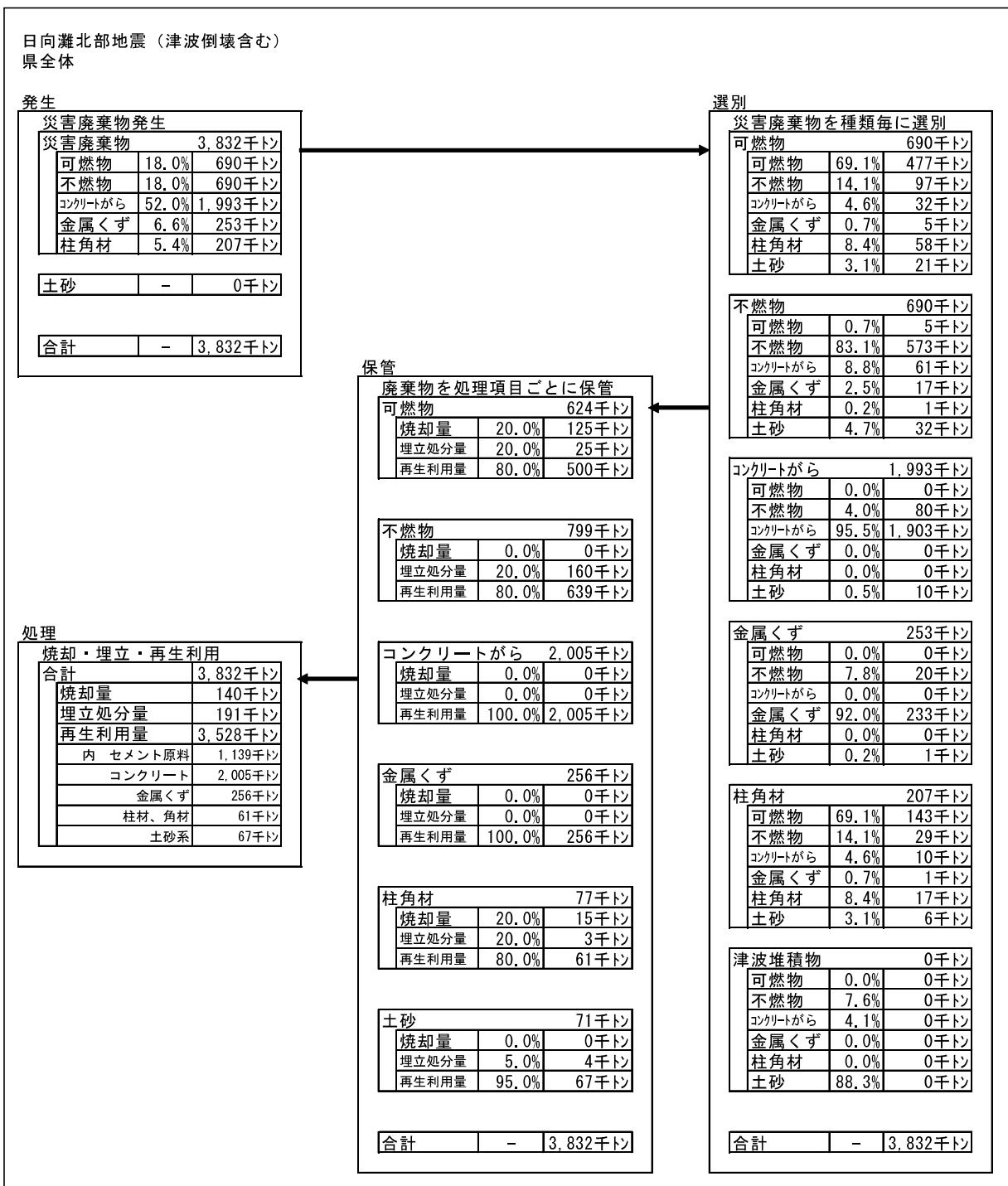
日向灘南部地震（津波倒壊含む）
日向・入郷ブロック



日向灘南部地震（津波倒壊含む）
延岡・西臼杵ブロック



(3) 日向灘北部地震（津波による倒壊建物から発生する災害廃棄物を含む）



日向灘北部地震（津波倒壊含む）
宮崎・東諸ブロックと西都・児湯ブロックの合計

発生

災害廃棄物発生		
災害廃棄物 1,569千トン		
可燃物	18.0%	282千トン
不燃物	18.0%	282千トン
コンクリートがら	52.0%	816千トン
金属くず	6.6%	104千トン
柱角材	5.4%	85千トン
土砂	-	0千トン
合計	-	1,569千トン

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
可燃物	282千トン	
可燃物	69.1%	195千トン
不燃物	14.1%	40千トン
コンクリートがら	4.6%	13千トン
金属くず	0.7%	2千トン
柱角材	8.4%	24千トン
土砂	3.1%	9千トン

保管

廃棄物を処理項目ごとに保管		
可燃物	256千トン	
焼却量	20.0%	51千トン
埋立処分量	20.0%	10千トン
再生利用量	80.0%	205千トン

不燃物 327千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	65千トン
再生利用量	80.0%	262千トン

処理

焼却・埋立・再生利用		
合計	1,569千トン	
焼却量	57千トン	
埋立処分量	78千トン	
再生利用量	1,445千トン	
内 セメント原料	466千トン	
コンクリート	821千トン	
金属くず	105千トン	
柱材、角材	25千トン	
土砂系	27千トン	

コンクリートがら 816千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	4.0%	33千トン
コンクリートがら	95.5%	779千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.5%	4千トン

金属くず 104千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.8%	8千トン
コンクリートがら	0.0%	0千トン
金属くず	92.0%	95千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.2%	0千トン

柱角材 85千トン		
可燃物	69.1%	59千トン
不燃物	14.1%	12千トン
コンクリートがら	4.6%	4千トン
金属くず	0.7%	1千トン
柱角材	8.4%	7千トン
土砂	3.1%	3千トン

津波堆積物 0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.6%	0千トン
コンクリートがら	4.1%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	88.3%	0千トン

合計 - 1,569千トン

日向灘北部地震（津波倒壊含む）
日南・串間ブロック

発生

災害廃棄物発生		
災害廃棄物	315千トン	
可燃物	18.0%	57千トン
不燃物	18.0%	57千トン
コンクリートがら	52.0%	164千トン
金属くず	6.6%	21千トン
柱角材	5.4%	17千トン
土砂	-	0千トン
合計	-	315千トン

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
可燃物	57千トン	
可燃物	69.1%	39千トン
不燃物	14.1%	8千トン
コンクリートがら	4.6%	3千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	5千トン
土砂	3.1%	2千トン

保管

廃棄物を処理項目ごとに保管		
可燃物	51千トン	
焼却量	20.0%	10千トン
埋立処分量	20.0%	2千トン
再生利用量	80.0%	41千トン
不燃物	66千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	13千トン
再生利用量	80.0%	53千トン

処理

焼却・埋立・再生利用		
合計	315千トン	
焼却量	12千トン	
埋立処分量	16千トン	
再生利用量	290千トン	
内 セメント原料	94千トン	
コンクリート	165千トン	
金属くず	21千トン	
柱材、角材	5千トン	
土砂系	6千トン	

不燃物		
可燃物	0.7%	0千トン
不燃物	83.1%	47千トン
コンクリートがら	8.8%	5千トン
金属くず	2.5%	1千トン
柱角材	0.2%	0千トン
土砂	4.7%	3千トン

コンクリートがら		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	4.0%	7千トン
コンクリートがら	95.5%	156千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.5%	1千トン

金属くず		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.8%	2千トン
コンクリートがら	0.0%	0千トン
金属くず	92.0%	19千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.2%	0千トン

柱角材		
可燃物	69.1%	12千トン
不燃物	14.1%	2千トン
コンクリートがら	4.6%	1千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	1千トン
土砂	3.1%	1千トン

津波堆積物		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.6%	0千トン
コンクリートがら	4.1%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	88.3%	0千トン

日向灘北部地震（津波倒壊含む）
都城・北諸ブロック

発生

災害廃棄物発生		
災害廃棄物	0千トン	
可燃物	18.0%	0千トン
不燃物	18.0%	0千トン
コンクリートがら	52.0%	0千トン
金属くず	6.6%	0千トン
柱角材	5.4%	0千トン
土砂	-	0千トン
合計	-	0千トン

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
災害廃棄物	0千トン	
可燃物	69.1%	0千トン
不燃物	14.1%	0千トン
コンクリートがら	4.6%	0千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	0千トン
土砂	3.1%	0千トン

保管

廃棄物を処理項目ごとに保管		
廃棄物	0千トン	
可燃物	0千トン	
焼却量	20.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	0千トン
不燃物	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	0千トン

処理

焼却・埋立・再生利用		
合計	0千トン	
焼却量	0千トン	
埋立処分量	0千トン	
再生利用量	0千トン	
内 セメント原料	0千トン	
コンクリート	0千トン	
金属くず	0千トン	
柱材、角材	0千トン	
土砂系	0千トン	

コンクリートがら	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	0千トン
金属くず	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン

柱角材	0千トン	
焼却量	20.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	0千トン

土砂	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	5.0%	0千トン
再生利用量	95.0%	0千トン

合計	-	0千トン
----	---	------

金属くず	0千トン	
可燃物	0千トン	
不燃物	7.8%	0千トン
コンクリートがら	0.0%	0千トン
金属くず	92.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.2%	0千トン

柱角材	0千トン	
可燃物	0千トン	
不燃物	14.1%	0千トン
コンクリートがら	4.6%	0千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	0千トン
土砂	3.1%	0千トン

津波堆積物	0千トン	
可燃物	0千トン	
不燃物	7.6%	0千トン
コンクリートがら	4.1%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	88.3%	0千トン

合計	-	0千トン
----	---	------

日向灘北部地震（津波倒壊含む）
西諸ブロック

発生

災害廃棄物発生		
災害廃棄物 55千トン		
可燃物	18.0%	10千トン
不燃物	18.0%	10千トン
コンクリートがら	52.0%	29千トン
金属くず	6.6%	4千トン
柱角材	5.4%	3千トン
土砂	-	0千トン
合計	-	55千トン

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
可燃物 10千トン		
可燃物	69.1%	7千トン
不燃物	14.1%	1千トン
コンクリートがら	4.6%	0千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	1千トン
土砂	3.1%	0千トン

不燃物 10千トン		
可燃物 0.7% 0千トン		
可燃物	0.7%	0千トン
不燃物	83.1%	8千トン
コンクリートがら	8.8%	1千トン
金属くず	2.5%	0千トン
柱角材	0.2%	0千トン
土砂	4.7%	0千トン

コンクリートがら 29千トン		
可燃物 0.0% 0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	4.0%	1千トン
コンクリートがら	95.5%	27千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.5%	0千トン

金属くず 4千トン		
可燃物 0.0% 0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.8%	0千トン
コンクリートがら	0.0%	0千トン
金属くず	92.0%	3千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.2%	0千トン

柱角材 3千トン		
可燃物 69.1% 2千トン		
可燃物	69.1%	2千トン
不燃物	14.1%	0千トン
コンクリートがら	4.6%	0千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	0千トン
土砂	3.1%	0千トン

津波堆積物 0千トン		
可燃物 0.0% 0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.6%	0千トン
コンクリートがら	4.1%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	88.3%	0千トン

保管

廃棄物を処理項目ごとに保管		
可燃物 9千トン		
焼却量	20.0%	2千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	7千トン

不燃物 11千トン		
焼却量 0.0% 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	2千トン
再生利用量	80.0%	9千トン

コンクリートがら 29千トン		
焼却量 0.0% 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	29千トン

金属くず 4千トン		
焼却量 0.0% 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	4千トン

柱角材 1千トン		
焼却量 20.0% 0千トン		
焼却量	20.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	1千トン

土砂 1千トン		
焼却量 0.0% 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	5.0%	0千トン
再生利用量	95.0%	1千トン

合計	-	55千トン
----	---	-------

日向灘北部地震（津波倒壊含む）
日向・入郷ブロック

発生

災害廃棄物発生		
災害廃棄物		1,063千トン
可燃物	18.0%	191千トン
不燃物	18.0%	191千トン
コンクリートがら	52.0%	553千トン
金属くず	6.6%	70千トン
柱角材	5.4%	57千トン
土砂	-	0千トン
合計	-	1,063千トン

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
可燃物		191千トン
可燃物	69.1%	132千トン
不燃物	14.1%	27千トン
コンクリートがら	4.6%	9千トン
金属くず	0.7%	1千トン
柱角材	8.4%	16千トン
土砂	3.1%	6千トン

保管

廃棄物を処理項目ごとに保管		
可燃物		173千トン
焼却量	20.0%	35千トン
埋立処分量	20.0%	7千トン
再生利用量	80.0%	139千トン

不燃物		
222千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	44千トン
再生利用量	80.0%	177千トン

処理

焼却・埋立・再生利用		
合計		1,063千トン
焼却量	39千トン	
埋立処分量	53千トン	
再生利用量	979千トン	
内 セメント原料	316千トン	
コンクリート	556千トン	
金属くず	71千トン	
柱材、角材	17千トン	
土砂系	19千トン	

コンクリートがら		
556千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	556千トン

金属くず		
71千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	71千トン

柱角材		
21千トン		
焼却量	20.0%	4千トン
埋立処分量	20.0%	1千トン
再生利用量	80.0%	17千トン

土砂		
20千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	5.0%	1千トン
再生利用量	95.0%	19千トン

合計		
- 1,063千トン		

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
可燃物		191千トン
可燃物	69.1%	132千トン
不燃物	14.1%	27千トン
コンクリートがら	4.6%	9千トン
金属くず	0.7%	1千トン
柱角材	8.4%	16千トン
土砂	3.1%	6千トン

不燃物		
191千トン		
可燃物	0.7%	1千トン
不燃物	83.1%	159千トン
コンクリートがら	8.8%	17千トン
金属くず	2.5%	5千トン
柱角材	0.2%	0千トン
土砂	4.7%	9千トン

コンクリートがら		
553千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	4.0%	22千トン
コンクリートがら	95.5%	528千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.5%	3千トン

金属くず		
70千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.8%	5千トン
コンクリートがら	0.0%	0千トン
金属くず	92.0%	65千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.2%	0千トン

柱角材		
57千トン		
可燃物	69.1%	40千トン
不燃物	14.1%	8千トン
コンクリートがら	4.6%	3千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	5千トン
土砂	3.1%	2千トン

津波堆積物		
0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.6%	0千トン
コンクリートがら	4.1%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	88.3%	0千トン

合計		
- 1,063千トン		

日向灘北部地震（津波倒壊含む）
延岡・西臼杵ブロック

発生

災害廃棄物発生		
災害廃棄物 829千トン		
可燃物	18.0%	149千トン
不燃物	18.0%	149千トン
コンクリートがら	52.0%	431千トン
金属くず	6.6%	55千トン
柱角材	5.4%	45千トン
土砂	-	0千トン
合計	-	829千トン

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
可燃物 149千トン		
可燃物	69.1%	103千トン
不燃物	14.1%	21千トン
コンクリートがら	4.6%	7千トン
金属くず	0.7%	1千トン
柱角材	8.4%	13千トン
土砂	3.1%	5千トン

不燃物 149千トン		
可燃物 1千トン		
可燃物	0.7%	1千トン
不燃物	83.1%	124千トン
コンクリートがら	8.8%	13千トン
金属くず	2.5%	4千トン
柱角材	0.2%	0千トン
土砂	4.7%	7千トン

コンクリートがら 431千トン		
可燃物 0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	4.0%	17千トン
コンクリートがら	95.5%	412千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.5%	2千トン

金属くず 55千トン		
可燃物 0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.8%	4千トン
コンクリートがら	0.0%	0千トン
金属くず	92.0%	50千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.2%	0千トン

柱角材 45千トン		
可燃物 31千トン		
可燃物	69.1%	31千トン
不燃物	14.1%	6千トン
コンクリートがら	4.6%	2千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	4千トン
土砂	3.1%	1千トン

津波堆積物 0千トン		
可燃物 0千トン		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.6%	0千トン
コンクリートがら	4.1%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	88.3%	0千トン

保管

廃棄物を処理項目ごとに保管		
可燃物 135千トン		
焼却量	20.0%	27千トン
埋立処分量	20.0%	5千トン
再生利用量	80.0%	108千トン

不燃物 173千トン		
焼却量 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	35千トン
再生利用量	80.0%	138千トン

処理

焼却・埋立・再生利用		
合計 829千トン		
焼却量	30千トン	
埋立処分量	41千トン	
再生利用量	763千トン	
内 セメント原料	246千トン	
コンクリート	434千トン	
金属くず	55千トン	
柱材、角材	13千トン	
土砂系	15千トン	

コンクリートがら 434千トン		
焼却量 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	434千トン

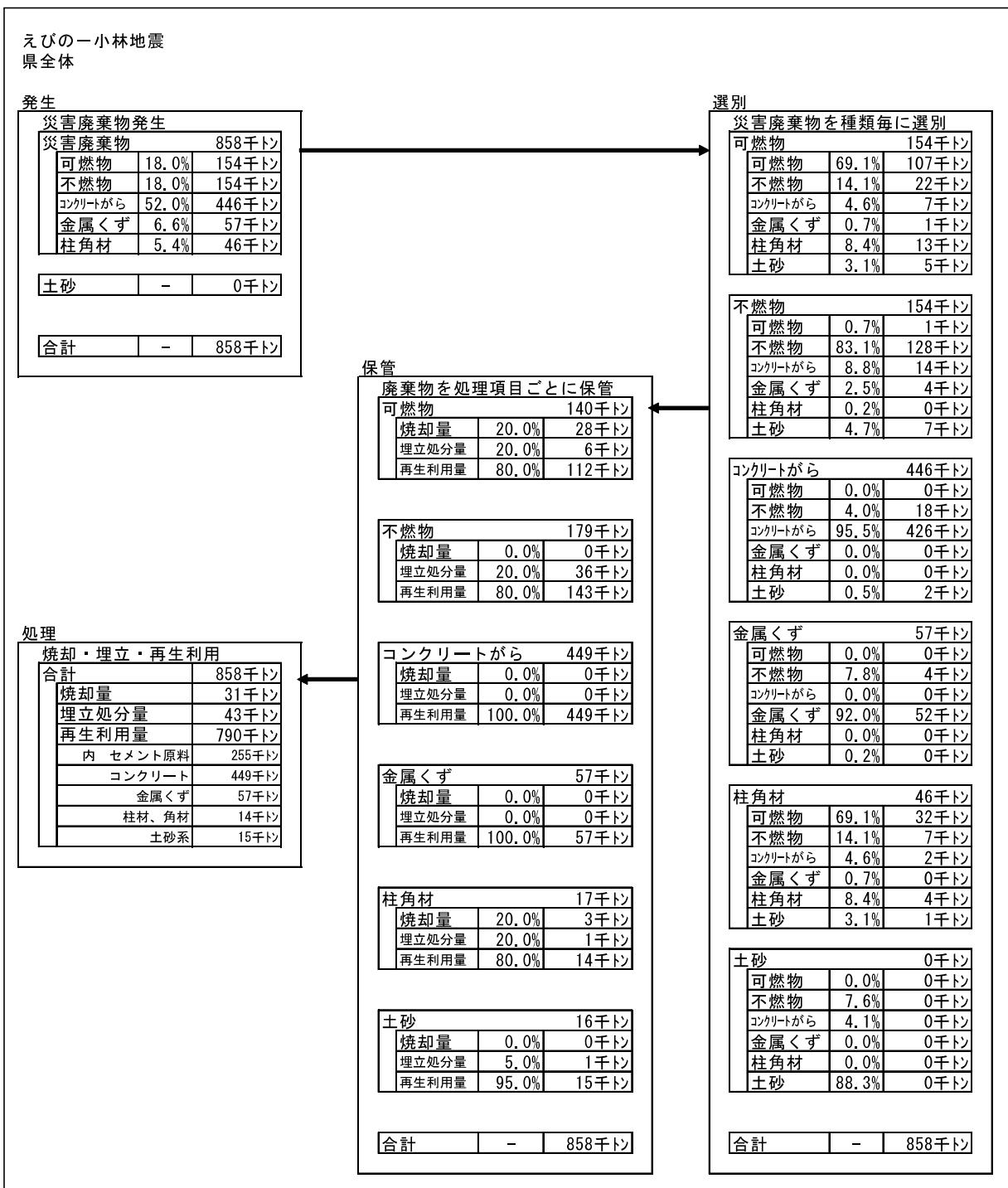
金属くず 55千トン		
焼却量 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	55千トン

柱角材 17千トン		
焼却量 3千トン		
焼却量	20.0%	3千トン
埋立処分量	20.0%	1千トン
再生利用量	80.0%	13千トン

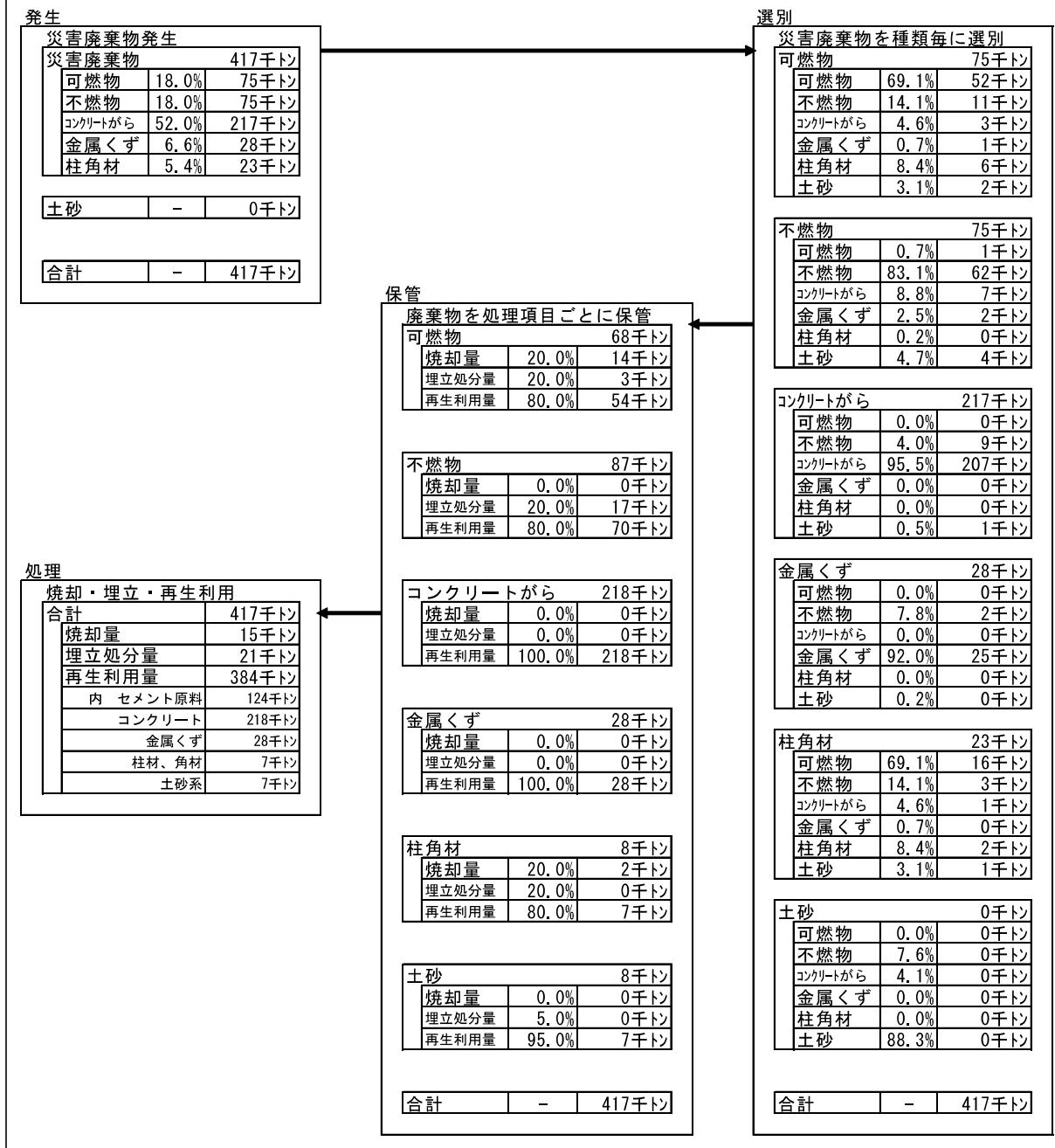
土砂 15千トン		
焼却量 0千トン		
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	5.0%	1千トン
再生利用量	95.0%	15千トン

合計 - 829千トン		
-------------	--	--

(4) えびの一小林地震



えびの一小林地震
宮崎・東諸ブロックと西都・児湯ブロックの合計



えびの一小林地震
日南・串間ブロック

発生

災害廃棄物発生		
災害廃棄物	0千トン	
可燃物	18.0%	0千トン
不燃物	18.0%	0千トン
コンクリートがら	52.0%	0千トン
金属くず	6.6%	0千トン
柱角材	5.4%	0千トン
土砂	-	0千トン
合計	-	0千トン

選別

災害廃棄物を種類毎に選別		
可燃物	0千トン	
可燃物	69.1%	0千トン
不燃物	14.1%	0千トン
コンクリートがら	4.6%	0千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	0千トン
土砂	3.1%	0千トン

保管

廃棄物を処理項目ごとに保管		
可燃物	0千トン	
焼却量	20.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	0千トン
不燃物	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	0千トン
コンクリートがら	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	0千トン
金属くず	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	0.0%	0千トン
再生利用量	100.0%	0千トン
柱角材	0千トン	
焼却量	20.0%	0千トン
埋立処分量	20.0%	0千トン
再生利用量	80.0%	0千トン
土砂	0千トン	
焼却量	0.0%	0千トン
埋立処分量	5.0%	0千トン
再生利用量	95.0%	0千トン
合計	-	0千トン

不燃物		
可燃物	0.7%	0千トン
不燃物	83.1%	0千トン
コンクリートがら	8.8%	0千トン
金属くず	2.5%	0千トン
柱角材	0.2%	0千トン
土砂	4.7%	0千トン

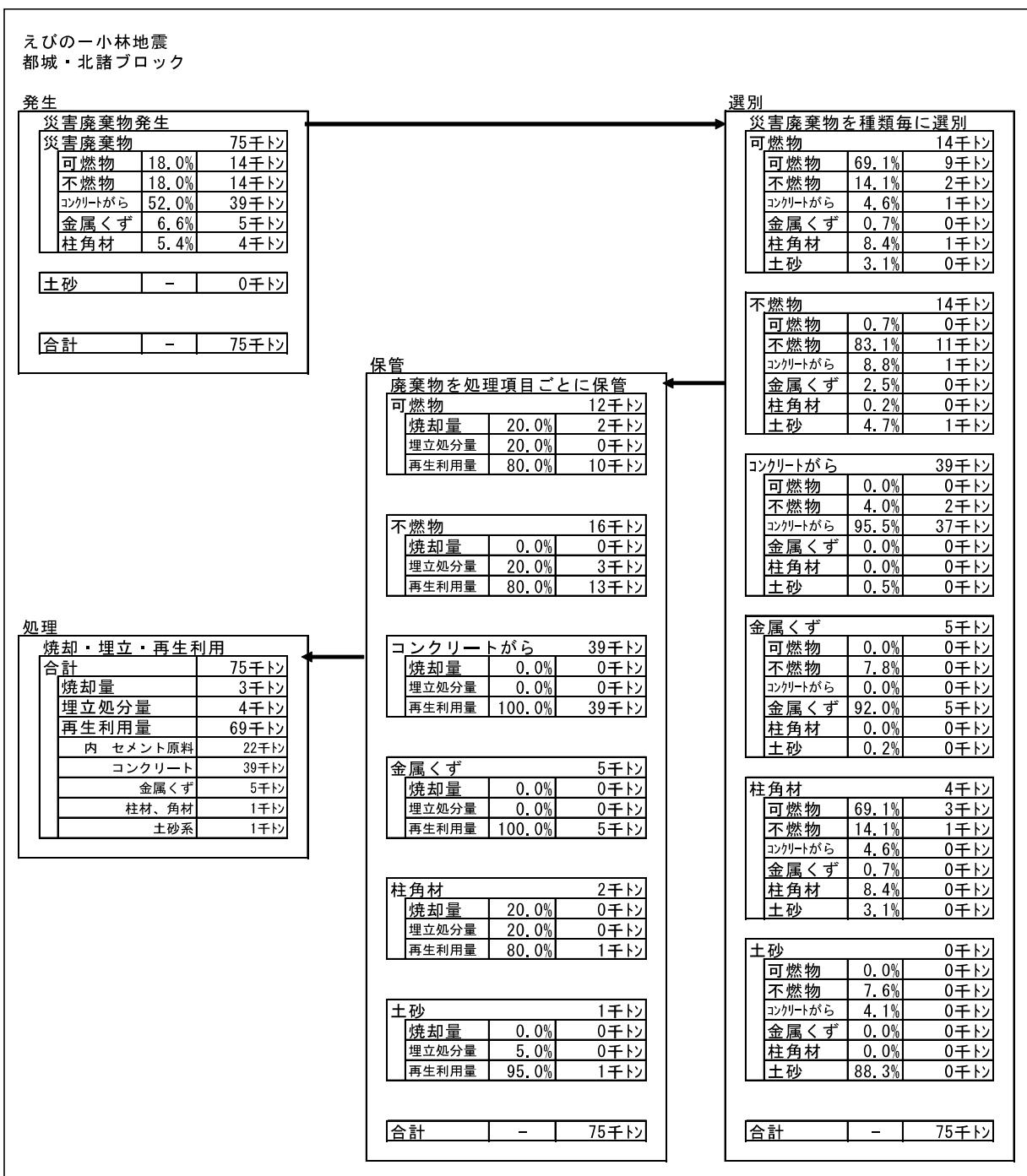
コンクリートがら		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	4.0%	0千トン
コンクリートがら	95.5%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.5%	0千トン

金属くず		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.8%	0千トン
コンクリートがら	0.0%	0千トン
金属くず	92.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	0.2%	0千トン

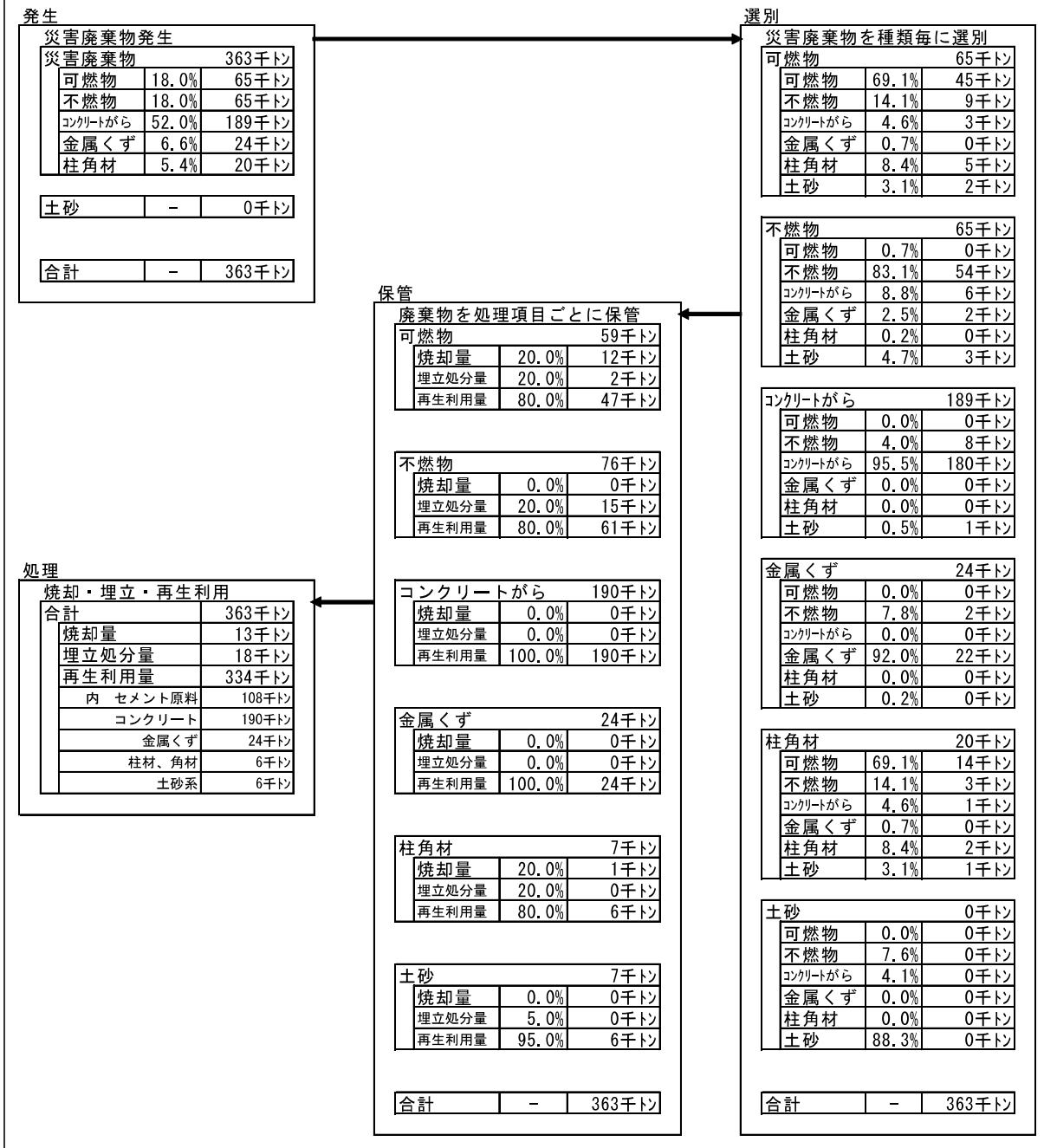
柱角材		
可燃物	69.1%	0千トン
不燃物	14.1%	0千トン
コンクリートがら	4.6%	0千トン
金属くず	0.7%	0千トン
柱角材	8.4%	0千トン
土砂	3.1%	0千トン

土砂		
可燃物	0.0%	0千トン
不燃物	7.6%	0千トン
コンクリートがら	4.1%	0千トン
金属くず	0.0%	0千トン
柱角材	0.0%	0千トン
土砂	88.3%	0千トン

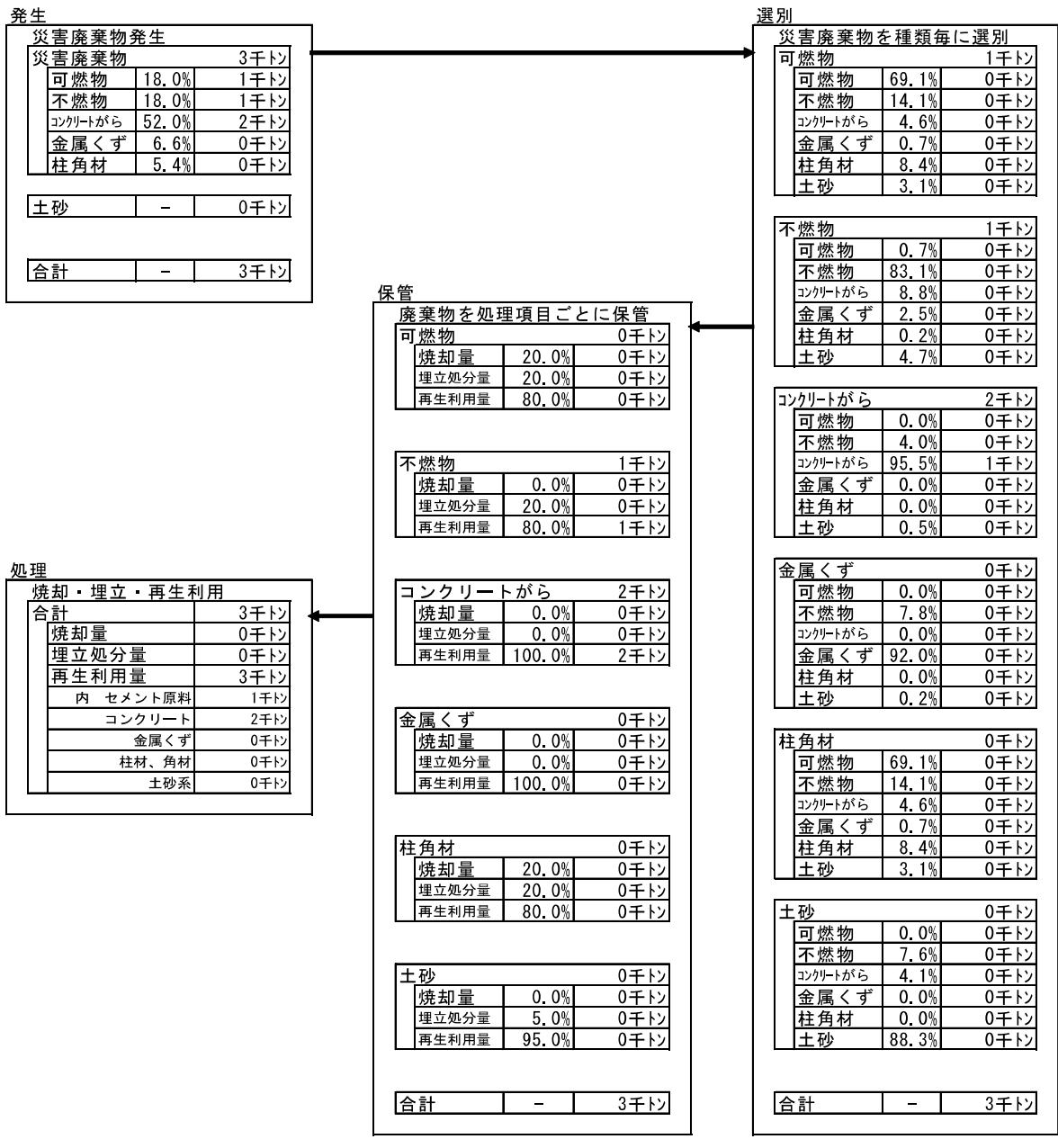
えびの一小林地震
都城・北諸ブロック



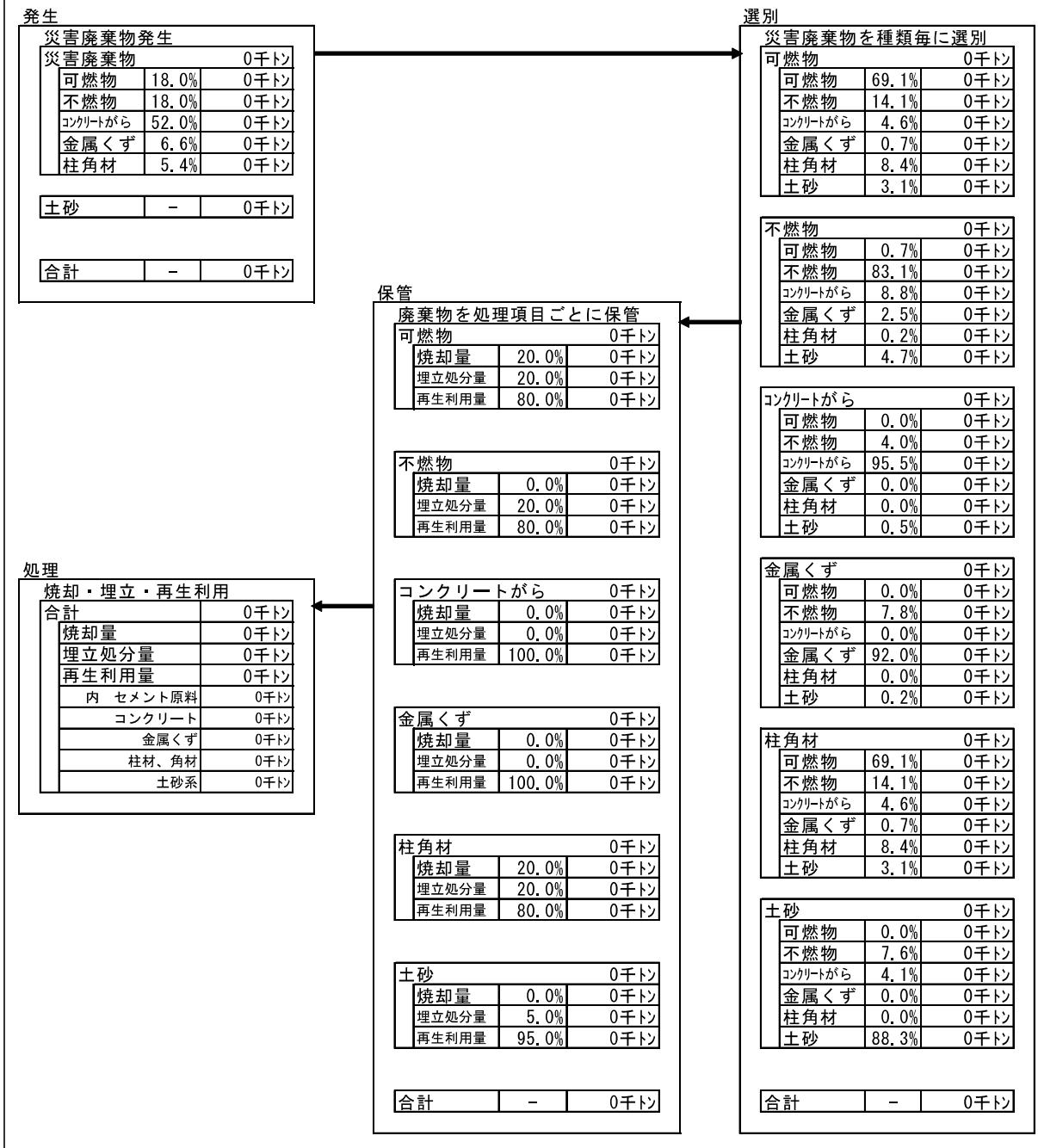
えびの一小林地震
西諸ブロック



えびの一小林地震
日向・入郷ブロック



えびの一小林地震
延岡・西臼杵ブロック



3 災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書

災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書

宮崎県(以下「甲」という。)と宮崎県環境保全事業連合会(以下「乙」という。)は、一般廃棄物の収集運搬等に関し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時におけるし尿及び浄化槽汚泥その他災害に伴って発生する一般廃棄物(以下「災害廃棄物」という。)の収集運搬等に関して、甲が乙に支援協力を要請するにあたって必要な事項を定めるものとする。

(支援要請の範囲)

第2条 甲が乙に要請する支援の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 被災地域で発生するし尿及び浄化槽汚泥等の収集・運搬
- (2) 被災地域で発生するごみ等の収集・運搬
- (3) 被災地域での仮設トイレの設置
- (4) 前各号に掲げるもののほか、乙が支援可能な事項

2 乙は、前項の支援事項に係る車輌等の保有状況一覧を作成し、甲に提出するとともに、その保有状況に変動があればその都度更新に努めるものとする。

(支援協力の要請手続)

第3条 甲は、被災地域の市町村(以下「被災市町村」という。)から災害廃棄物の収集運搬等について協力要請があるときは、乙に支援協力を要請するものとする。

2 前項の要請は、災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する要請書(様式第1号)に必要事項を記載のうえ、行うものとする。ただし、文書により要請をすることができない特別の理由があるときは、口頭その他の確実な方法で要請できる。

3 甲は、前項ただし書により要請したときは、遅滞なく災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する要請書に必要事項を記載の上、乙に提出するものとする。

(被災市町村との協議等)

第4条 被災市町村と乙は、甲の指示のもと、支援協力の内容、方法等について、必要に応じ相互に協議し、確認するものとする。

(実績報告)

第5条 乙は、災害廃棄物の収集運搬等を実施した場合は、速やかに甲に対して災害時における一般廃棄物の収集運搬等の実績報告書(様式第2号)により報告するものとする。

(経費の負担)

第6条 乙が行う支援協力において発生した実費については、乙と当該市町村等で協議のうえ定めるものとする。

(連絡体制)

第7条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては総務部危機管理室、乙においては宮崎県環境保全事業連合会事務局とする。

(補償)

第8条 この協定に基づいて支援協力に従事し負傷等により損害を受けた者は、労働災害にかかる関係法令により対応するものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度双方で協議のうえ定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、締結の日から効力を生ずるものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成19年 7月 3日

甲 宮崎県
宮崎県知事 東国原 英夫



乙 宮崎県環境保全事業連合会
会長 萩田 征一



様式第1号

文書番号
平成 年月日

宮崎県環境保全事業連合会
会長 殿

宮崎県知事

災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する要請書

「災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書」に基づき、下記のとおり要請します。

記

災害種別	地震	風水害	その他()
要請の内容			
要請日時			
要請場所			
災害の状況			
必要数量			
運搬経路			
注意事項			
その他			

要求機関名	氏名	連絡先
要請者		
現地責任者		
現地指揮者		

様式第2号

文書番号
平成 年月日

宮崎県知事

殿

宮崎県環境保全事業連合会
会長

災害時における一般廃棄物の収集運搬等の実績報告書

「災害時における一般廃棄物の収集運搬等に関する協定書」に基づき、下記のとおり実績報告をします。

記

要請日時	
要請受理者	
出動日時	
出動場所	

出動状況

会社名	出動日時	撤収日時	総数	従事員数
	月 日 時 分	月 日 時 分		
	月 日 時 分	月 日 時 分		
	月 日 時 分	月 日 時 分		
	月 日 時 分	月 日 時 分		

4 災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

災害時における廃棄物の処理等に関する協定書

宮崎県（以下「甲」という。）と社団法人宮崎県産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における災害廃棄物の処理等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害に伴い発生した災害廃棄物の円滑な処理のために、甲が乙に協力を要請する場合の必要な事項を定める。

（定義）

第2条 この協定において「災害廃棄物」とは、災害により発生した廃棄物（し尿及び浄化槽汚泥を除く。）で、県内の市町村及び一部事務組合並びに日向東臼杵南部広域連合（以下「市町村等」という。）が生活環境の保全上、特に処理が必要と判断したものという。

（協力要請の内容）

第3条 甲は、県内の被災地域の市町村等から次の業務について協力要請があったときは、乙に協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な業務

（協力の実施）

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力要請があったときは、必要な人員、車両、資機材等を確保し、被災市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に可能な限り協力するものとする。

2 乙は、災害廃棄物の処理業務等に協力するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 災害廃棄物の再利用及び再資源化に配慮し、その分別に努めること。

（災害時の情報提供）

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力要請があったときは、災害廃棄物の処理等に関し、協力可能な会員の状況等必要な情報を甲へ報告するものとする。

(協力要請の手続き)

第6条 甲は、第3条の規定により乙に協力要請を行うときは、次に掲げる事項を別紙様式第1号により乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭での要請とし、後日速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力要請の内容（必要とする人員、車両、資機材の数量等）
- (3) その他必要な事項

(実施報告)

第7条 乙は、第3条の規定による要請に基づき災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を別紙様式第2号により甲に報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 協力の実施内容（作業に従事した人員、車両、資機材の数量等）
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第8条 乙が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、協力要請を行った市町村等が負担するものとする。

2 前項の費用の額及びその支払い方法等については、災害発生直前における通常の価格を基準として、乙と当該市町村等が協議の上、決定するものとする。

(災害補償)

第9条 第3条に規定する要請に基づき災害廃棄物の処理等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、負傷し又は疾病にかかった場合の災害補償については、労働者災害補償保険法その他法令によるものとする。

(資機材等の状況把握)

第10条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理が円滑に行われるよう、必要機材の確保可能台数等の状況について、常時把握するように努めるものとする。

2 甲は、必要と認めた場合は、必要機材の確保可能台数等の状況について、乙に随時報告を求めることができる。

(連絡窓口)

第11条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては宮崎県環境森林部環境対策推進課、乙においては社団法人宮崎県産業廃棄物協会事務局とする。

(協議)

第12条 この協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

附 則

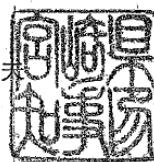
この協定は、平成21年1月16日から適用する。

本協定を締結した証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を各自保有するものとする。

平成21年1月16日

甲 宮崎県

宮崎県知事 東国原 英夫



乙 社団法人宮崎県産業廃棄物協会
会長 原田 忠



様式第1号（第6条関係）

文 書 番 号
平成 年 月 日

社団法人宮崎県産業廃棄物協会会長 殿

宮崎県知事

災害時における廃棄物の処理等に関する協力要請について

災害時における廃棄物の処理等に関する協定第6条の規定により下記のとおり協力を要請します。

記

1 市町村名

2 協力要請の内容（必要とする人員、車両、資機材の数量等）

3 その他必要な事項

様式第2号（第7条関係）

文書番号
平成 年 月 日

宮崎県知事 殿

社団法人宮崎県産業廃棄物協会会長

災害時における廃棄物の処理等に関する実施報告について

災害時における廃棄物の処理等に関する協定に基づく平成 年 月 日付けの要請により、災害廃棄物の処理等を行いましたので、同協定第7条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 市町村名

2 協力の実施内容（作業に従事した人員、車両、資機材の数量等）

3 その他必要な事項

5 災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する協定書

災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する協定

宮崎県（以下「甲」という。）と宮崎県解体工事業協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における被災した建築物等の解体撤去等に係る支援に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、宮崎県内における災害発生時に、生活環境の保全及び速やかな復旧のために必要となる被災した建築物等の解体撤去等について、乙が自己の所有する経験及び機動力を生かして、迅速かつ適正に実施する場合に必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（1）災害

災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害をいう。

（2）被災した建築物等

災害により倒壊、焼失その他の被害を受けた建築物及びその他の工作物をいう。

（3）解体撤去等

被災した建築物等の解体及び解体に伴って発生する廃棄物の撤去並びにこれらの実施に伴う必要な措置をいう。

（協力の要請手続）

第3条 甲は、市町村からの解体撤去等に関する協力の要請に基づき、乙に対して協力の要請を行うものとする。

2 乙は、前項の甲から乙に対する要請があったときは、速やかに甲に協力するものとする。

3 第1項の甲から乙に対する要請を行うときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書（別記様式第1号）により乙に通知する。ただし、文書により難い場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書で通知するものとする。

（1）市町村名

（2）被災状況

（3）協力要請の内容（必要とする人員、車両、資機材の数量等）

（4）建築物等の解体撤去等を必要とする場所

- (5) 解体撤去等の期間
- (6) 県担当者、市町村担当者及び現場責任者の氏名
- (7) その他必要な事項

(協力の実施)

第4条 乙は、甲から前条の規定による協力の要請があったときは、市町村からの要請内容に応じ、可能な限り被災した建築物等の解体撤去等に協力するものとする。

2 乙は、被災した建築物等の解体撤去等を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。
- (2) 廃棄物の再生利用及び資源化に配慮し、その分別に努めること。

(災害時の情報提供)

第5条 乙は、甲から第3条の規定による協力の要請があったときは、被災した建築物等の解体撤去等に関し、協力可能な会員の状況等必要な情報を甲に報告するものとする。

2 甲は、乙の支援が円滑に行われるよう、乙に県内の被災状況や復旧状況等の必要な情報を提供するものとする。

(実施報告)

第6条 乙は、第3条の規定による協力の要請に基づき被災した建築物等の解体撤去等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を記載した文書（別記様式第2号）により甲及び協力の要請を行った市町村に対して速やかに報告するものとする。

- (1) 市町村名
- (2) 解体撤去等の具体的な内容（時期、場所、業者名及び廃棄物の運搬先等）
- (3) 協力の実施内容（作業に従事した要員、車両及び資機材等の数量等）
- (4) 解体撤去等の期間
- (5) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 乙が実施した被災した建築物等の解体撤去等に要した費用については、原則として、協力の要請を行った市町村等が負担するものとする。

2 前項の費用の額及びその支払方法等については、災害発生直前における通常の価格を基準として、乙と当該市町村等とが協議の上、決定するものとする。

(損害補償)

第8条 第3条の規定による協力の要請に基づき被災した建築物等の解体撤去等に従事した乙の会員が、そのために死亡し、負傷し、又は疾病にかかった場合の補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50条）その他の法令の規定によるものとする。

(実施細目)

第9条 この協定の実施に関し必要な細目は、甲及び乙が協議の上、定めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては宮崎県環境森林部循環社会推進課、乙においては宮崎県解体工事業協同組合事務局とする。

(協議)

第11条 この協定に定める事項について疑義が生じた場合又はこの協定に定めのない必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

本協定を締結した証として、協定書2通を作成し、甲乙記名押印の上、その1通を各自保持するものとする。

令和2年5月13日

甲 宮崎県
宮崎県知事 河野俊嗣



乙 宮崎市下北方町井尻5362番地
宮崎県解体工事業協同組合
理 事 長 原田 忠男



別記

様式第1号（第3条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県解体工事業協同組合理事長 殿

宮崎県知事

災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する協力要請について

災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する協定第3条の規定により下記のとおり協力を要請します。

記

- 1 市町村名
- 2 被災状況
- 3 協力要請の内容（必要とする人員、車両、資機材の数量等）
- 4 建築物等の解体撤去等を必要とする場所
- 5 解体撤去等の期間
- 6 県担当者、市町村担当者及び現場責任者の氏名
- 7 その他必要な事項

様式第2号（第6条関係）

文 書 番 号
年 月 日

宮崎県知事 殿
市（町村）長

宮崎県解体工事業協同組合理事長

災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する実施報告について

災害時における被災した建築物等の解体撤去等に関する協定第6条の規定により下記のとおり報告します。

記

1 市町村名

2 解体撤去等の具体的な内容（時期、場所、業者名及び廃棄物の運搬先等）

3 協力の実施内容（作業に従事した要員、車両及び資機材等の数量等）

4 解体撤去等の期間

5 その他必要な事項

6 廃棄物処理に係る危機事象対応（マニュアル）

（1）市町村等における一般廃棄物処理に係る危機事象対応（マニュアル）

市町村等における一般廃棄物処理に係る危機事象への 対応

平成16年4月1日
環境森林部循環社会推進課

1 総則

（1）目的

県は、市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「市町村等」という。）の一般廃棄物処理に係る危機事象の発生又は発生のおそれに対し、迅速かつ的確な対応を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図るものとする。

（2）対象とする危機事象

ア 収集運搬に係るもの

悪臭、飛散、爆発、負傷、感染、交通事故など

イ 施設運営に係るもの

大気汚染、水質汚染、土壤汚染、悪臭、騒音、振動、火災、落雷、負傷、感染、交通事故、その他施設の運営に支障を及ぼすおそれのある設備の故障など

ウ 不法投棄に係るもの

水質汚染、土壤汚染、悪臭、火災、負傷、感染など

エ 自然災害等に係るもの

地震、風水害、伝染病など

2 事前対策

（1）危機管理意識の保持・向上

県は、県の担当職員が日頃から一般廃棄物処理に係る危機事象に対する危機管理意識を保持し、向上させるよう努めるとともに、市町村等の職員が日頃から一般廃棄物処理に係る危機管理意識を保持し、向上させるよう、市町村等に対して要請する。

（2）連絡体制の整備

ア 県の体制

県は、別紙「一般廃棄物処理の危機事象に係る県の連絡体制」が十分に機能できるよう、夜間休日等も含めた連絡担当者を置く。

イ 市町村等の体制

県は、市町村等に対して、別紙「一般廃棄物処理の危機事象に係る県の連絡体制」が十分に機能できるよう、夜間休日等も含めた連絡体制の整備を要請する。

3 応急対策

（1）情報の連絡

保健所は、市町村等、消防機関、警察署等から、一般廃棄物処理に係る危機事象の発生又は発生のおそれについて連絡があったときは、直ちに循環社会推進課に連絡するとともに、状況を調査の上、別紙様式1「一般廃棄物処理関係危機事象概要情報報告書」により循環社会推進課に報告する。

なお、宮崎市は一般廃棄物処理に係る危機事象の発生又は発生のおそれがあったときは、循環社会推進課に直接連絡及び報告する。

（2）応急対策の実施

ア 保健所

保健所は、市町村等に協力して、被害の未然防止又は拡大防止を行う。

イ 循環社会推進課

循環社会推進課は、危機事象の内容に応じて、関係課及び関係機関に連絡するとともに、関係課及び関係機関と協議の上、応急対策や情報提供の実施等について、市町村等に対して、協力又は助言を行う。

4 事後対策

(1) 復旧・復興の推進

県は、市町村等が速やかに一般廃棄物の処理を復旧・復興できるよう、協力又は助言を行う。

(2) 被害者へのフォロー

県は、市町村等が被害者の相談に適切に応じられるよう、協力又は助言を行う。

(3) 詳細報告及び再発防止策の検討

保健所は、市町村等から危機事象の発生原因の究明や再発防止策の検討結果を調査の上、別紙様式2「一般廃棄物処理関係危機事象詳細情報報告書」により循環社会推進課に報告する。その際、県は市町村等が危機事象の発生原因の究明や再発防止策の検討を行うに当たり、協力又は助言を行う。

なお、宮崎市は、危機事象の発生原因の究明や再発防止策の検討結果を循環社会推進課に直接報告する。

附 則

このマニュアルは、平成16年4月1日から施行する。

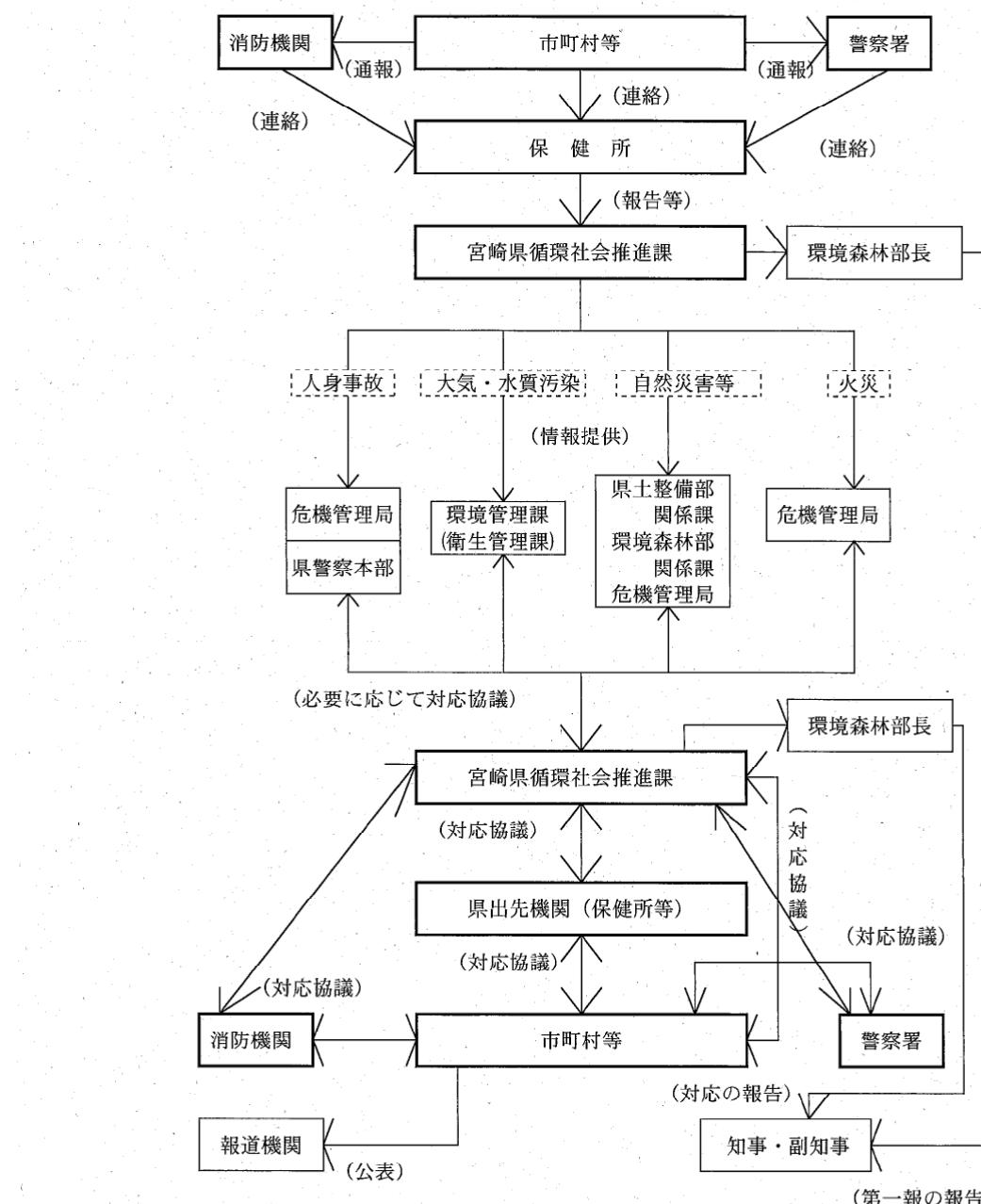
附 則

このマニュアルは、平成19年2月28日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成21年8月12日から施行する。

一般廃棄物処理の危機事象に係る県の連絡体制



[注] 宮崎市にあっては、循環社会推進課に対して直接連絡等を行う。

連絡先電話表

保健所名及び電話番号	夜間休日等連絡先
中央保健所 0985-28-2111 FAX 23-9613	同左
日南保健所 0987-23-3141 FAX 23-3014	"
都城保健所 0986-23-4504 FAX 23-0551	"
小林保健所 0984-23-3118 FAX 23-3119	"
高鍋保健所 0983-22-1330 FAX 23-5139	"
日向保健所 0982-52-5101 FAX 52-5104	"
延岡保健所 0982-33-5373 FAX 33-5375	"
高千穂保健所 0982-72-2168 FAX 72-4786	"
宮崎県循環社会推進課 0985-26-7081 FAX 22-9314	

(別紙様式1)

一般廃棄物処理関係危機事象概要情報報告書(FAX)

年 月 日

循環社会推進課長 殿
(FAX0985-22-9314)

保健所長

管内で危機事象が発生したので、下記のとおり（地図を添付して）状況を報告します。

*記入時は、不要な箇所(別紙参照等)は削除して結構です。

I 事故発生施設概要	
①都道府県名	
②市町村・一部事務組合名	
③施設管理者名	
④施設名称	
⑤施設住所	
⑥電話番号	
⑦施設の種類	・一般廃棄物処理施設：【参考】を参照
⑧処理方式	
⑨竣工年度	
⑩施設規模	
⑪運転管理形態	直営・委託
II 事故概要・事故対応	
①事故の種類	【参考】を参照
②事故発生日時	年 月 日 時 分
③事故発生場所 (施設／設備・装置)	[例]○○施設の**設備(△△装置)
④事故の原因	[事故の原因として該当するものを○で囲んで下さい。] 1. 施設構造に起因、2. 運転管理に起因、3. 保守管理に起因 4. 搬入ごみに起因、5. その他 () [事故の原因を簡潔に記載して下さい。]
⑤事故の規模・範囲 (二次被害の状況)	
⑥事故対応の内容	
III 被害状況	
①人身被害の状況	死傷者数：(死者： 人、負傷者： 人) 医療機関名 電話番号
②物損被害の状況	
③施設停止期間	日 時間
④復旧日時	年 月 日 時 分
⑤周辺環境への影響の有無	有・無
IV 通報・報告等	
①消防・救急への通報	有・無
②報告・届出の状況 ([例]労働基準監督署、経済産業局、 都道府県、など)	
③本庁(本社)事故対策本部設置の有無	有・無
④周辺環境調査実施の有・無	有・無
⑤事故調査委員会開催の有無	有・無
V 報告責任者等	
①危機事象の受付年月日・時間	年 月 日 時 分
②報告責任者の職・氏名	

【参考】

I 事故発生施設概要 ⑦施設の種類について
以下の該当する処理施設名を記載して下さい。

- a. 焼却施設、b. RDF発電等焼却施設、c. 高速堆肥化施設、d. メタン回収施設、e. ごみ飼料化施設、
f. 灰溶融施設、g. ごみ燃料化施設、h. 粗大ごみ処理施設、i. 廃棄物運搬中継・中間処理施設、
j. 廃棄物再生利用施設、k. 埋立処分地施設（最終処分場）、l. 汚泥再生利用施設、m. し尿・淨化槽汚泥高度処理施設、n. コミュニティ・プラント、o. 生活排水処理施設、p. その他

II 事故概要・事故対応 ①事故の種類について
以下の該当する事故を記載して下さい。

- a. 火災、b. 爆発、c. 電気事故、d. ガス漏洩、e. 有毒ガス発生、f. 薬品流出、g. 放流水異状、
h. 異臭発生、i. 排ガス異状、j. 粉じんの漏洩・飛散、k. スラリー汚泥の流出、
l. その他（ ）

(別紙様式2)

一般廃棄物処理関係危機事象詳細情報報告書(FAX)

年 月 日

循環社会推進課長 殿
(FAX0985-22-9314)

保健所長

管内で危機事象が発生したので、下記のとおり状況を報告します。

※記入時は、[注]の記載内容を削除して結構です。

事業主体名	
施設名称・施設種類	
施設規模・処理方式／能力	
竣工年月日	年 月 日
事故の種類	[注] 事故の種類(火災・爆発・電気事故・薬品流出・排ガス異常など)を記載
事故発生場所	[注] 事故発生場所(施設／設備・装置)、通報者名(電話番号)を具体的に記載
事故発生日時	年 月 日 () 時 分
1) 事故の発生概要	[注] 事故発生の状況(経過)を具体的に記載
2) 事故原因	[注] 事故原因を具体的に記載
3) 被害状況	<p>①設備・装置の被害状況 [注] 被害のあった設備・装置の名称及びその被害状況について記載</p> <p>②人的被害状況 [注] 死傷者数、負傷の程度及び関係医療機関名(電話番号)について記載</p> <p>③二次被害状況 [注] 爆発の後や電気事故の際に発生した火災などの状況等について記載</p> <p>④周辺環境への影響： 有 ・ 無</p> <p>[注] 周辺環境への影響があった場合はその影響等について記載</p>
4) 事故対応	<p>[注] 施設の復旧までの対応について具体的に記載</p> <p>事故の状況に応じた対応(薬品の取扱いなど)を具体的に記載</p>
5) 施設稼動停止の状況 及び復旧日時	<p>施設稼動停止期間： 日 / 低負荷時間： h</p> <p>復 旧 日 時： 年 月 日 時 分</p>
6) 事後対応	<p>①本庁(本社)事故対策本部の設置： 有 ・ 無</p> <p>②周辺環境調査の実施： 有 ・ 無</p> <p>[注] 周辺環境調査を実施した場合はその結果等について記載 →別紙提出</p> <p>③事故調査委員会の開催： 有 ・ 無</p> <p>[注] 事故調査委員会が開催された場合は、委員会組織図、事故調査の方法及び事故調査結果について記載 →別紙提出</p>

	④復旧作業・事故防止対策・改善策等 【注】事故が収束した後の復旧作業の内容、事故の状況を踏まえての設備・装置の改善状況、事故対応にあたっての組織・体制上の改善内容及びその他の改善策(例えば、分別収集の徹底・搬入ごみ(危険物)監視の強化など)について記載
7) その他	【注】その他必要な事項について記載

*本様式に統一して別添資料として、「周辺環境調査結果」、「事故調査結果報告」等がある場合はその概要を添付すること。

(危機事象発生直後)

一般廃棄物処理関係危機事象概要情報報告書

年 月 日

管内で危機事象が発生したので、下記のとおり（地図を添付して）状況を報告します。

※記入時は、不要な箇所（別紙参照等）は削除して結構です。

I 事故発生施設概要	
①都道府県名	
②市町村・一部事務組合名	
③施設管理者名	
④施設名称	
⑤施設住所	
⑥電話番号	
⑦施設の種類	・一般廃棄物処理施設：【参考】を参照
⑧処理方式	
⑨竣工年度	
⑩施設規模	
⑪運転管理形態	直営・委託
II 事故概要・事故対応	
①事故の種類	【参考】を参照
②事故発生日時	年 月 日 時 分
③事故発生場所（施設／設備・装置）	【例】〇〇施設の**設備(△△装置)
④事故の原因	[事故の原因として該当するものを○で囲んで下さい。] 1. 施設構造に起因、2. 運転管理に起因、3. 保守管理に起因 4. 搬入ごみに起因、5. その他（ ） [事故の原因を簡潔に記載して下さい。]
⑤事故の規模・範囲（二次被害の状況）	
⑥事故対応の内容	
III 被害状況	
①人身被害の状況	死傷者数：（死者： 人、負傷者： 人） 医療機関名 電話番号
②物損被害の状況	
③施設停止期間	日 時間
④復旧日時	年 月 日 時 分
⑤周辺環境への影響の有無	有・無
IV 通報・報告等	
①消防・救急への通報	有・無
②報告・届出の状況 （【例】労働基準監督署、経済産業局、都道府県、など）	
③本庁（本社）事故対策本部設置の有無	有・無
④周辺環境調査実施の有・無	有・無
⑤事故調査委員会開催の有無	有・無
V 報告責任者等	
①危機事象の受付年月日・時間	年 月 日 時 分
②報告責任者の職・氏名	

【参考】

I 事故発生施設概要 ⑦施設の種類について

以下の該当する処理施設名を記載して下さい。

- a. 焼却施設、b. RDF発電等焼却施設、c. 高速堆肥化施設、d. メタン回収施設、e. ごみ飼料化施設、
f. 灰溶融施設、g. ごみ燃料化施設、h. 粗大ごみ処理施設、i. 廃棄物運搬中継・中間処理施設、
j. 廃棄物再生利用施設、k. 埋立処分地施設（最終処分場）、l. 汚泥再生利用施設、m. し尿・浄化槽汚泥高度処理施設、n. コミュニティ・プラント、o. 生活排水処理施設、p. その他

II 事故概要・事故対応 ①事故の種類について

以下の該当する事故を記載して下さい。

- a. 火災、b. 爆発、c. 電気事故、d. ガス漏洩、e. 有毒ガス発生、f. 薬品流出、g. 放流水異状、
h. 異臭発生、i. 排ガス異状、j. 粉じんの漏洩・飛散、k. スラリー汚泥の流出、
l. その他（ ）

(事後対策検討後)

一般廃棄物処理関係危機事象詳細情報報告書

年 月 日

管内で危機事象が発生したので、下記のとおり状況を報告します。

*記入時は、[注]の記載内容を削除して結構です。

事業主体名	
施設名称・施設種類	
施設規模・処理方式／能力	
竣工年月日	年 月 日
事故の種類	[注] 事故の種類(火災・爆発・電気事故・薬品流出・排ガス異常など)を記載
事故発生場所	[注] 事故発生場所(施設／設備・装置)、通報者名(電話番号)を具体的に記載
事故発生日時	年 月 日 () 時 分
1) 事故の発生概要	[注] 事故発生の状況(経過)を具体的に記載
2) 事故原因	[注] 事故原因を具体的に記載
3) 被害状況	<p>①設備・装置の被害状況 [注] 被害のあった設備・装置の名称及びその被害状況について記載</p> <p>②人的被害状況 [注] 死傷者数、負傷の程度及び関係医療機関名(電話番号)について記載</p> <p>③二次被害状況 [注] 爆発の後や電気事故の際に発生した火災などの状況等について記載</p> <p>④周辺環境への影響： 有 ・ 無</p> <p>[注] 周辺環境への影響があった場合はその影響等について記載</p>
4) 事故対応	[注] 施設の復旧までの対応について具体的に記載 事故の状況に応じた対応(薬品の取扱いなど)を具体的に記載
5) 施設稼動停止の状況及び復旧日時	施設稼動停止期間： 日 / 低負荷時間： h 復 旧 日 時： 年 月 日 時 分
6) 事後対応	<p>①本庁(本社)事故対策本部の設置： 有 ・ 無</p> <p>②周辺環境調査の実施： 有 ・ 無</p> <p>[注] 周辺環境調査を実施した場合はその結果等について記載 →別紙提出</p> <p>③事故調査委員会の開催： 有 ・ 無</p> <p>[注] 事故調査委員会が開催された場合は、委員会組織図、事故調査の方法及び事故調査結果について記載 →別紙提出</p>

	④復旧作業・事故防止対策・改善策等 [注] 事故が収束した後の復旧作業の内容、事故の状況を踏まえての設備・装置の改善状況、事故対応にあたっての組織・体制上の改善内容及びその他の改善策(例えば、分別収集の徹底・搬入ごみ(危険物)監視の強化など)について記載
7) その他	[注] その他必要な事項について記載。

※本様式に統一して別添資料として、「周辺環境調査結果」、「事故調査結果報告」等がある場合はその概要を添付すること。

(2) 産業廃棄物処理に係る危機事象対応（マニュアル）

産業廃棄物処理に係る危機事象への対応

平成16年4月1日
環境森林部循環社会推進課

1 総則

(1) 目的

県は、産業廃棄物処理に係る危機事象の発生又は発生のおそれに対し、迅速かつ的確な対応を行うことにより、被害の未然防止及び拡大防止を図るものとする。

(2) 対象とする危機事象

ア 収集運搬に係るもの

　　悪臭、飛散、爆発、負傷、感染、交通事故など

イ 施設運営に係るもの

　　大気汚染、水質汚染、土壤汚染、悪臭、騒音、振動、火災、落雷、負傷、感染、交通事故、その他施設の運営に支障を及ぼすおそれのある設備の故障など

ウ 不法投棄に係るもの

　　水質汚染、土壤汚染、悪臭、火災、負傷、感染など

エ 自然災害等に係るもの

　　地震、風水害、伝染病など

2 事前対策

(1) 危機管理意識の保持・向上

県は、県の担当職員が日頃から産業廃棄物処理に係る危機事象に対する危機管理意識を保持し、向上させるよう努めるとともに、産業廃棄物処理業者の従業員が日頃から産業廃棄物処理に係る危機管理意識を保持し、向上させるよう、産業廃棄物処理業者に対して要請する。

(2) 連絡体制の整備

ア 県の体制

　　県は、別紙「産業廃棄物処理の危機事象に係る連絡体制」が十分に機能できるよう、夜間休日等も含めた連絡担当者を置く。

イ 産業廃棄物処理業者の体制

　　県は、産業廃棄物処理業者に対して、別紙「産業廃棄物処理の危機事象に係る連絡体制」が十分に機能できるよう、夜間休日等も含めた連絡体制の整備を要請する。

3 応急対策

(1) 情報の連絡

保健所は、産業廃棄物処理業者、消防機関、警察署等から、産業廃棄物処理に係る危機事象の発生又は発生のおそれについて連絡があったときは、直ちに循環社会推進課及び当該市町村関係課に連絡するとともに、状況を調査の上、別紙様式「産業廃棄物処理に係る危機事象報告書」により、循環社会推進課及び当該市町村関係課に報告する。

(2) 応急対策の実施

循環社会推進課は、産業廃棄物処理に係る危機事象の内容に応じて、関係課及び関係機関に連絡するとともに、関係課及び関係機関と協議の上、応急対策や情報提供の実施等について、産業廃棄物処理業者に対して、指導、協力又は助言を行う。

4 事後対策

(1) 被害者へのフォロー

県は、産業廃棄物処理業者が被害者の相談に適切に応じられるよう、指導、協力又は助言を行う。

(2) 再発防止策の検討

県は、産業廃棄物処理業者が、危機事象の発生原因の究明や再発防止策の検討を行うに当たり、指導、協力又は助言を行う。

5 その他

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の許可を受けて産業廃棄物を処理している排出事業者並びに同法第7条第1項又は同条第6項の許可を受けて一般廃棄物を処理している処理業者及び同法第8条第1項の許可を受けて一般廃棄物処理施設を設置している処理業者は、このマニュアルを準用する。

附 則

このマニュアルは、平成16年4月1日から施行する。

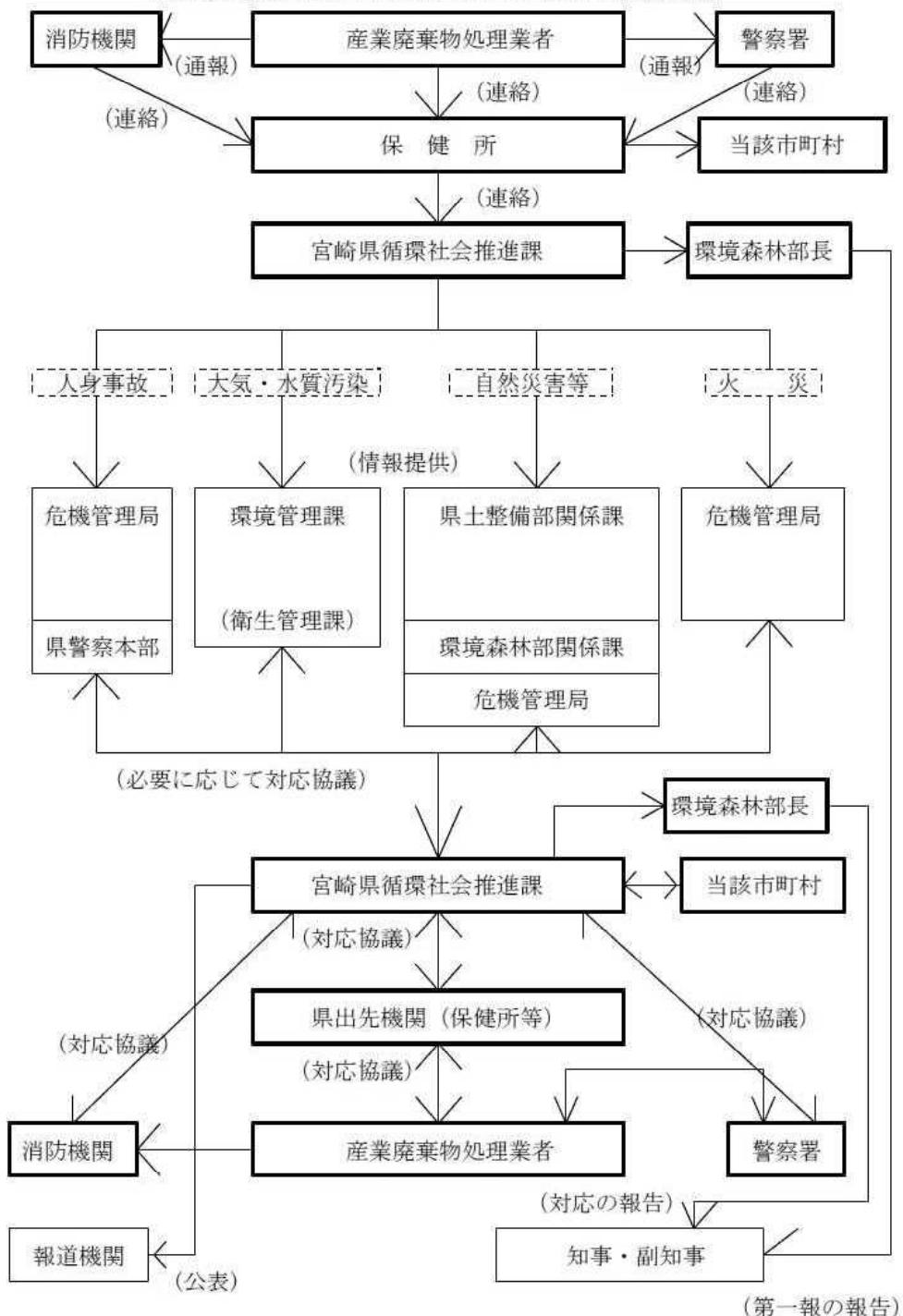
附 則

このマニュアルは、平成21年8月12日から施行する。

附 則

このマニュアルは、平成22年4月1日から施行する。

産業廃棄物処理の危機事象に係る県の連絡体制



連絡先電話表

保健所名及び電話番号	夜間休日等連絡先
中央保健所 0985-28-2111 FAX 23-9613	同 左
日南保健所 0987-23-3141 FAX 23-3014	"
都城保健所 0986-23-4504 FAX 23-0551	"
小林保健所 0984-23-3118 FAX 23-3119	"
高鍋保健所 0983-22-1330 FAX 23-5139	"
日向保健所 0982-52-5101 FAX 52-5104	"
延岡保健所 0982-33-5373 FAX 33-5375	"
高千穂保健所 0982-72-2168 FAX 72-4786	"
宮崎県循環社会推進課 0985-26-7083 FAX 22-9314	

(別紙様式)

産業廃棄物処理に係る危機事象報告書 (FAX)

年 月 日

循環社会推進課長 殿

(FAX 0985-22-9314)

関係市町村長 殿

保健所長

管内で危機事象が発生したので、下記のとおり（地図を添付して）状況を報告します。

1 危機事象情報の把握

把握年月日	把握時間	報告責任者 職・氏名

2 危機事象発生場所

発生場所の住所	連絡者名	電話番号

3 危機事象発生日時・内容

発生日時	内容

4 危機事象の原因・経過

--

5 被害・環境汚染の状況

--

6 被害者の状況

患者の状況	人数	関係医療機関名（電話番号）

7 産業廃棄物処理業者の講じた措置

(1) 消防機関・警察署・その他行政関係機関等への通報状況

(2) 現場における対応状況（措置の内容等）

7 収集運搬処分の実例（委託契約）

一般廃棄物（災害廃棄物）収集運搬処分委託契約書

委託者： [REDACTED]（以下「甲」という。）と、受託者： [REDACTED]（以下「乙」という。）は、甲の指定場所から排出される一般廃棄物の収集・運搬・処分に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

この契約は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下「法」という。）並びに関係法令に従い一般廃棄物を適正に処理することによって生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。

第2条（委託関係）

1.（委託業務）

甲は、一般廃棄物の収集・運搬・処分業務を乙に委託する。

2.（許可証）

乙は、この契約締結後遅滞なくその業務につき監督官庁の許可証の写しを甲に提出するものとする。後日許可事項を変更したときも同様とする。

3.（運搬及び処分の完了報告）

二次仮置場、処分先への運搬及び処分の完了報告の方法は、日報及び乙から甲への計量伝票の返送によるものとする。

4.（委託品目及び品目単価）

甲が、乙に対し収集・運搬・処分を委託する品目は、法第2条に規定する一般廃棄物のうち別紙見積書の品目とし、併せて品目単価も別紙見積書のとおりとする。

5.（運搬先）

乙は、甲から委託された一般廃棄物を処分のために次に運搬するものとする。

（1）二次仮置場

（2）処分先

※名称及び住所は、別紙のとおり。

6. (再委託の有無について)

この契約は、熊本地震の災害廃棄物を緊急に処理するため締結するものであるため当該契約に限り、乙は、甲から委託された一般廃棄物（災害廃棄物）の収集・運搬業務を別紙再委託者に委託することができる。

第3条（義務と責任）

1. (甲)

- (1) 甲は、乙に対し収集・運搬・処分を委託する一般廃棄物の種類、発生工程、性状（形状、成分、有害物の有無、臭気）荷姿及び排出数量を予め通知しておかなければならない。
- (2) 甲は、特定の一般廃棄物（燃え殻、汚泥、鉱さい、ばいじん、一般廃棄物を処分するため処理したもの）については、公的検査機関又は環境計量証明事業者にて「一般廃棄物に含まれる金属等の検定方法（環境庁告示第13号）による試験を行い、分析証明書を乙に告知しなければならない。
- (3) 甲は、有害な一般廃棄物である旨並びに有害物質ごとに区分した一般廃棄物の種類及び数量を文書により告知しなければならない。
- (4) 甲は、収集・運搬・処分を委託する一般廃棄物に有害な化学反応を起させる他の物質を混入してはならない。万一混入したため委託を受けた業務に重大な支障を生じ、または生ずる恐れのある場合には、その当事者は委託物の取引を拒むことができる。それにより損害が生じたときは、その賠償の責にも任ずるものとする。

2. (乙)

- (1) 乙は、法令及びこの契約に従い、誠実に収集・運搬・処分を履行するほか交通法則を遵守し、事故防止に努めなければならない。
- (2) 乙は、甲の指定場所で収集・運搬積降作業を行う際には、甲の諸規則を遵守し、当該指定場所の責任者の指示に従い、施設の損壊や労働災害を起こさないように十分に注意しなければならない。
- (3) 収集・運搬及び積降作業の際に発生する事故については、事故の原因が甲の責に帰すべき場合を除き乙が責任を負担するものとする。

第4条（委託料・消費税の支払い）

1. 甲の委託する一般廃棄物の収集・運搬・処分に関する委託料は別紙（見積書）で定めたとおりとする。
2. 委託料の額が、経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙

の協議によりこれを改定することができる。

3. 甲の委託する一般廃棄物の収集・運搬・処分についての消費税は甲が負担する。
4. 委託料の額に関する交渉は消費税抜きの額で行い、乙は甲に委託料と消費税を併せて請求する。
5. 代金の支払いは、乙の請求により毎月末日締め翌月の末日までの支払いとする。

第5条（機密保持）

甲・乙は、この契約に関して業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は、関連する相手方の文書による許諾を必要とする。

第6条（契約の解除）

甲・乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の各条項のいずれかに違反したとき。
- (2) 差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (3) 監督官庁から営業の取消・停止等の処置を受けたとき。

第7条（協議）

この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

第8条（契約期間）

この契約の有効期間は、平成■年■月■日から平成■年■月■日までとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し各自1通を保有するものとする。

平成■年■月■日

甲： 住所

市町村名

代表者名

乙： 住所

会社名

代表者名

8 仮置場管理運営等の実例（委託契約）

(1) 仮置場管理運営

一般廃棄物（災害廃棄物）仮置場管理運営委託契約書

委託者： [REDACTED]（以下「甲」という。）と、受託者： [REDACTED]（以下「乙」という。）は、甲の定める指定場所の管理・運営に関して次のとおり契約を締結する。

第1条（目的）

この契約は、熊本地震により設置した災害廃棄物仮置場の管理・運営を適正に行うことを目的とする。

第2条（指定場所）

甲の定める指定場所は、次のとおりとする。

・

[REDACTED]
(別紙地図のとおり)

第3条（業務期間等）

(1) 業務期間

平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日から平成 [REDACTED] 年 [REDACTED] 月 [REDACTED] 日までとする。

(2) 業務時間

午前8時から午後5時までとする。

ただし、搬入受入業務における受付時間に関しては、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(3) 業務休止日

甲乙協議のうえ、休止日をもうけることができる。

(4) その他

地震発生や台風の接近、気象に関する各種警報等が出された場合など、業務の運営に支障が生じると見込まれる場合、甲乙協議のうえ、業務を休止することができる。

第4条（業務内容）

(1) 仮置場管理業務

①作業主任者を配置し、業務の管理に努め、また、甲との連絡体制を整えるこ

と。なお、連絡調整を行う場所は甲が指定する場所とする。

- ②混合廃棄物、金属類、木くず、家電リサイクル4品目、その他の家電類、コンクリート、瓦、石膏ボード、スレート、プラスチック・ビニール類、畳類、その他、これらの品目ごとに受入する区画を整備管理すること。
- ③敷地内に設置されている表示看板や案内看板類の管理を行うこと。
- ④消火器等の防火設備を設けること。防火水槽を設置する場合には、敷地内の各種作業の支障とならない場所に設置し、常時、9割以上の高さまで貯水しておき、水を使用した場合は速やかに補充すること。

(2) 仮置場運営業務（搬入受入業務）

- ①仮置場内の通路が交差する箇所等に交通誘導員を配置し、搬入・搬出車両、作業重機の誘導等を行い、特に搬入車両については品目ごとに誘導するものとし、場内外の安全を図ること。ただし、出入口を含めた仮置場外の道路上における交通誘導員等は、甲が配置するものとする。
- ②スレートについては、破損させないように荷卸し作業の補助を行うこと。
- ③甲が指定する以外の廃棄物（有害ごみ等）が持ち込まれようとした場合には、仮置場では受け入れず、甲が指定する通常の排出方法を案内すること。

(3) 仮置場運営業務

- ①周辺作業に配慮し、散水等により廃棄物の飛散、粉塵の発生を抑える措置を講じること。
- ②混合廃棄物及び可燃性廃棄物を長期間仮置きせざるを得ない場合には、ガス抜きのための塩ビ有孔管を設置すること。
- ③火災発生防止のため、可燃性廃棄物については温度を計測し、摂氏60℃を超える箇所があった場合、重機により切り返し等の措置を講じること。
- ④廃棄物は品目ごとに集積しておくこと。また、重機類を用い各指定区画内に収まるよう集積整理作業を行うこと。なお、可燃性廃棄物、木くず等は高さ5m（畳については2m）以上積み上げないようにすること。
- ⑤石膏ボード及びスレートについては、一日の作業終了後必ずシート等で覆うこと。

(4) 人員、重機類の配置について

上記（1）から（3）の業務に使用する重機、車両、作業員、交通誘導員等の配置に関しては、別表のとおりとし、数量に関しては必要に応じて配置する。

(5) 人員、重機類の数量の変更について

上記（1）から（3）の業務に使用する重機、車両、作業員、交通誘導員等の数量に関しては、常に稼働率を監視の上、搬入量の大幅な変動など、数量の変更が必要となった場合、あるいは見込まれる場合、速やかに甲と協議を行い、承認後、数量の変更を図るものとする。

(6) 作業員等の安全管理について

上記（1）から（3）の業務に従事する作業員や交通誘導員には、安全対策のためヘルメット、防塵マスク、長袖の作業服等を着用させること。

第5条（業務報告書類）

- (1) 本業務に係る月間実績について、作業員、誘導員、車両重機等の稼働状況を一覧表形式に集計した日報、稼働管理表を作成し、月ごとに報告すること。
- (2) 業務日ごとに黒板等を用い、作業員、誘導員、車両、重機等の稼働状況を確認することができる写真を撮影管理し、月ごとに報告すること。
- (3) 光熱水費、リース料等を集計し、月ごとに報告すること。
- (4) 可燃性廃棄物の最高温度等を記録した管理表を作成し、月ごとに報告すること。
- (5) 緊急連絡先を含む安全管理体制図を作成し、甲に提出すること。
- (6) 報告書の様式に関しては、甲乙協議のうえ、決定するものとする。
- (7) 提出先は、益城町環境衛生課とする。

第6条（委託料・消費税の支払い）

- 1 甲の委託する指定場所の管理・運営に関する委託料は、報告に基づく光熱水費、リース料等の実費に8%の諸経費を加えた額とする。
- 2 委託料の額が、経済情勢の変化等により不相当となったときは、甲乙の協議によりこれを改定することができる。
- 3 委託料に係る消費税は甲が負担する。
- 4 委託料の額に関する交渉は消費税抜きの額で行い、乙は甲に委託料と消費税を併せて請求する。
- 5 代金の支払いは、乙の請求により毎月末日締め翌月の末日までの支払いとする。

第7条（機密保持）

甲・乙は、この契約に関して業務上知りえた相手方の機密を第三者に漏洩してはならない。公表する必要がある場合は、関連する相手方の文書による許諾を必要とする。

第8条（契約の解除）

甲・乙は、相手方が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) この契約の各条項のいずれかに違反したとき。

- (2) 差押え、営業停止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。
- (3) 監督官庁から営業の取消・停止等の処置を受けたとき。

第9条（協議）

この契約に定めのない事項並びにこの契約の各条項に疑義が生じたときは、その都度当事者が誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、各自1通を保有するものとする。

平成 [] 年 [] 月 [] 日

甲： 住所 [REDACTED]

市町村名 [REDACTED]

代表者名 [REDACTED]

乙： 住所 [REDACTED]

会社名 [REDACTED]

代表者名 [REDACTED]

別紙

名称	形態	主な業務内容、使用目的
普通作業員	常駐	全体管理、■との連絡調整、搬入受入業務、場内整備作業等
交通誘導員（B）	常駐	搬入車両の誘導 作業車両、重機等の誘導
バックホウ運転	常備	廃棄物の搬入受入、管理等
4トン散水車	必要に応じ	廃棄物、通路等からの粉塵等の飛散防止作業
防火設備	常設	消火器等
事務所	必要に応じ	管理用及び事務処理用
トイレ	常設	作業従事者用及び来客用
休憩所	必要に応じ	作業従事者用
発電機	必要に応じ	事務所等への電力供給用

※重機台数や作業員の数量は、仮置き場の広さや廃棄物の量から設定する。

別紙

【仮置き場の地図】

別紙

【仮置き場の配置図】

(2) 交通誘導警備

交通誘導警備に係る基本契約書

発注者 [REDACTED] (以下「甲」という。) と受注者 [REDACTED] (以下「乙」という。) は、甲が指定する現場（熊本地震に伴う廃材集積場）における交通誘導警備業務について、下記事項に同意し、本契約を締結する。

(警備料金)

第1条 警備料金は、次の料金とし、甲はこれに消費税相当額（現行8%）を加算した額を乙に支払うものとする。

基本料金一人当たり1時間 [REDACTED] 円

現場到着後即ち中止の場合一人当たり2時間分 [REDACTED] 円

5時間未満の場合は一人当たり5時間分 [REDACTED] 円

2 警備料金の支払いについては、乙が毎月末日締めをもって請求し、甲は、翌月末日に振込みで支払うものとする。

ただし、翌月末日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とする。

(業務の履行)

第2条 乙は、甲が指定する現場の工事車両、一般通行車両及び歩行者の交通の安全と円滑を確保するための交通誘導警備業務を遂行履行する。

2 前項を履行する期間は、平成[REDACTED]年[REDACTED]月[REDACTED]日から終了までとし、派遣人数及び警備時間は、現場の状況により甲の指示に従う。

3 乙は、本条第1項の業務を履行するに当たっては、熊本県公安委員会に届出済みの制服、装備を着装させなければならない。

4 乙は、本条第1項の業務を履行するに当たっては、誘導灯若しくは警笛、無線機、徐行旗、夜光ベスト等の各種機材を使用しなければならない。

5 乙は、本条第1項の業務を履行するに当たり、当該業務について、法令により定められた基本教育、業務別教育を受けさせた者で、かつ、当該業務に即した知識及び技能を有する者を就業させなければならない。

また、公安委員会の指定する場所にあっては、その指定に準じ資格者等を配置することとする。

6 乙は、始業時に上番報告及び終了時に下番報告を行い、警備日報を甲に提出することとする。

(業務の対価)

第3条 乙は、甲に対し請求しようとする警備料金については、警備員の賃金、手当、業務提供に係る諸経費等を含めた額を積算し、本契約前に書面をもって甲に提示しなければならない。

(事故発生時の措置)

第4条 甲又は乙は、業務を提供する場所若しくは付近で、事故又は緊急を要する事態が発生したときは、速やかにすべての業務を中止し、人命の救助、避難誘導、警察機関等への連絡その他必要な応急の措置を講じなければならない。

(損害賠償に関する事項)

第5条 乙は、業務遂行に当たり、甲若しくは第三者に損害を及ぼした場合に補償できる相当額の「警備業に関する賠償責任保険契約」（以下「保険契約」という。）を締結しておかなければならぬ。

2 乙は、乙の過失により甲若しくは第三者に損害を与えた場合、前項の損害賠償保険の範囲内において弁償するものとし、乙は甲に対し経過、結果等の必要な報告をしなければならない。

また、当該損害賠償保険の期間及び内容に更新又は変更があった場合は、隨時差し替えて履行することとする。

(免責に関する事項)

第6条 前第6条第2項の損害賠償は、乙の責に帰すべき過失がある場合に限り適用し、甲の瑕疵により損害を与えたときは、その責を負わない。

ただし、甲・乙双方に瑕疵がある場合は、協議の上、解決する。

(窓口設置義務)

第7条 乙は、「警備業法第20条、同法施行規則第66条第1項第8号」に基づき、甲若しくは第三者からの乙の業務に係る苦情その他意見を受け付ける窓口を設けなければならない。

(契約の更新・変更・解除)

第8条 甲・乙又は本契約条項に、変更若しくは改定の必要があると認められるときは、隨時改定し新たに書面を作成していくものとする。

2 甲又は乙が止むを得ない理由により契約期間中に本契約を解除しようとする場合は、1か月前までに書面をもってその旨を相手方に通知し、甲乙協議するものとする。

附 則

- 1 本契約の遂行に関し、本契約条項に定めない事項があった場合は、法令その他慣習に従うほか甲・乙協議の上、決定していくものとする。
- 2 この契約の証として、契約書2通を作成し、甲乙双方記名捺印の上各一通を保有することとする。

平成 ■年 ■月 ■日

甲 住 所

会 社 名

代表者名

乙 住 所

会 社 名

代表者名